

# 京都文化芸術都市創生計画

改定版

(素案)

京都が、今、動き出す

京都市



# 目次

## はじめに

### 第1章 計画の背景と位置付け

1 京都における文化芸術の継承と創造	3
2 文化や芸術の持つ力	3
3 京都市文化政策の歴史	4
4 計画の位置付けと計画期間	5
(1) 計画の位置付け	5
(2) 計画の期間	5
5 計画の基本理念～文化芸術都市の創生に向けて	6

### 第2章 計画前半期の成果と今後の方向性

1 計画前半期の取組と成果	9
(1) 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進	9
(2) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進	9
(3) 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成	9
(4) 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成	10
(5) 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり	10
2 社会状況の変化	11
(1) 社会経済の動向	11
(2) 東日本大震災と来るべき社会のビジョン	12
(3) 国や京都府等の動向	12
3 見直しの視点と方向性	13
(1) 文化芸術の継承と創造	13
(2) 文化芸術に関する社会的基盤の整備	13
(3) 文化芸術の社会的展開	13

### 第3章 計画の内容

1 重要施策群	17
(1) 重要施策群1：継承と創造に関する人材の育成等	18
(2) 重要施策群2：創造環境の整備	20
(3) 重要施策群3：文化芸術と社会の出会いの促進	22
2 総合施策	24
(1) 暮らしの文化を楽しむ（第8条関係）	24
(2) 文化芸術に親しむ（第9条関係）	25
(3) 子どもの感性を磨く（第10条関係）	27
(4) 伝統を受け継ぐ（第11条関係）	28
(5) 新たに創り出す（第12条関係）	29

(6) 文化芸術でまちづくりを活性化する（第 13 条関係）	30
(7) 交流を促進する（第 14 条関係）	31
(8) 伝える，魅せる（第 15 条関係）	32
(9) 文化財を守り，活用する（第 16 条関係）	33
(10) 景観を保全し，再生する（第 17 条関係）	35
(11) 施設を充実させる（第 18 条関係）	36
(12) 学術と呼応する（第 19 条関係）	39
(13) 産業と結び合う（第 20 条関係）	40
(14) 市民の活動を応援する（第 21 条関係）	41

## 第 4 章 推進方法

1 推進する上での役割分担	45
(1) 市民，団体（NPO 等）の役割	45
(2) 芸術家の役割	45
(3) 大学，企業等の役割	45
(4) 京都市の役割	45
2 市民協働による推進体制	45
(1) 市民，団体（NPO 等），大学，企業等とのネットワークの形成	45
(2) 京都文化芸術都市創生審議会の運営	45
(3) 各種委員会等の運営	45
(4) 地域における主体的取組の推進	45
3 庁内の連携及び関係機関との連携	46
(1) 庁内の推進体制の整備	46
(2) 京都の文化芸術に関するコア・ネットワークの整備	46
(3) 京都府等との連携・協調の推進	46
(4) 文化庁関西拠点等との連携	46
4 計画の取組の評価・点検等	46

## 参考資料

1 施策一覧	49
2 世界文化自由都市宣言	51
3 京都市文化政策・戦後の歴史	52
4 京都文化芸術都市創生条例	53
5 京都文化芸術都市創生審議会委員及び政策部会委員	56
6 「京都市の文化芸術に関するアンケート調査」の概要	57
7 「京都文化芸術都市創生計画改定に関するヒアリング」の概要	60
8 青少年モニター制度ワークショップの概要	61
9 計画改定素案公表までの経過	62

## はじめに

京都市は、「京都文化芸術都市創生条例」に基づき、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針として「京都文化芸術都市創生計画」を平成 19 年 3 月に策定しました。

この計画の策定から 4 年半が経過し、情報通信技術の発展や東日本大震災の発生など、社会に大きな動きが見られ、また、国において「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が改定されるなど、文化芸術を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの変化は、京都の文化芸術活動にも、大小様々な形で影響を及ぼしています。

こうした状況の下、計画の前半期が終了するに当たり、後半期において重点的に取り組むべき具体的施策を明らかにするため、前半期の「世界的な文化芸術都市・京都の創生」という理念を継承しつつ、「京都文化芸術都市創生計画（改定版）」（平成 24～28 年度）を策定します。

「京都文化芸術都市創生計画（改定版）」は、次の三つの視点に立ち、それぞれに応じた重要施策群を掲げて、これに沿った取組を進めます。

- 文化芸術の継承と創造
- 文化芸術に関する社会的基盤の整備
- 文化芸術の社会的展開

文化芸術は、長い歴史の中で、市民の主体的で自由な活動により培われてきたものです。

本計画では、市民と行政が協働し、それぞれの役割を踏まえつつ、京都の多様な文化芸術の力を強化していきます。



## 第1章

### 計画の背景と位置付け





## 第1章 計画の背景と位置付け

京都の文化芸術は、長い歴史の中で脈々と息づきながら、社会への影響力を持ってきました。戦後も、力強い文化政策の下、文化芸術は都市の大きな活力として存在し、現在は京都市の重要な政策分野として位置付けられています。

### 1 京都における文化芸術の継承と創造

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中、応仁・文明の乱、東京遷都など、それまで培ってきた文化や価値観が崩れる程の転換期を経ながらも、そのつど不死鳥のようによみがえり、多様な文化芸術<sup>1</sup>を幾重にも蓄積してきました。海外との交流を通じ、あるいは地方から都へと流入する文化を柔軟に受け止めながら、王朝、武家、宗教、更には、町衆、かつて差別を受けた人々の文化が結び付き合う中で、日本の文化芸術の中心地として、文化を磨き熟成させながら、京都は、世界にも類を見ない都市として続いてきました。

伝統の継承、先鋭的な文化の創造。両者は互いに補い合いながら日本文化の精華を生み出してきましたが、これらを支えているのは、芸術家たちの妥協を許さぬひたむきな努力、そして、市民の文化芸術に対する深い愛着と理解にほかなりません。京都においては、文化芸術は、一時の快樂的なもの、都市の特性のうちの一つにとどまることなく、市民の暮らしの中で、都市の本質に関わる重要な要素として培われてきました。暮らしの中に細かく張り巡らされた美意識、感性は、現代においても変わらぬ「京都らしさ」として、この都市を特徴付けているのです。



第60回京都新能



京都芸術センター演劇計画2009（撮影：阿部綾子）

図1-1：伝統と現代

### 2 文化や芸術の持つ力

文化は、人間が人間として社会の中で生きていくために意識的、無意識的に身に付けた社会と接する仕方であると同時に、社会の一員である一人ひとりの人間によって支えられているものです。暮らしの中の文化が、地域によって違うところや同じところがあることを思えば、このことは理解されるでしょう。

また、芸術も文化の一つです。芸術は、人間が人間らしく生きるための力の源となるも

<sup>1</sup> 「文化芸術」は、限定的に定義するものではありませんが、「文化芸術振興基本法」（平成13年12月施行）に準じた、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画・漫画等のメディア芸術、能・狂言・邦舞・邦楽等の伝統芸能、落語、茶道・華道、囲碁・将棋、民俗芸能等のほか、祭礼や、暮らしの文化（京ことばや京都の衣食住の習慣等）等を想定しています。

のです。それは、人々が真にゆとりと潤いを実感する心豊かな生活を実現していく上で欠くことのできない、人類全体の社会的財産です。

このような文化芸術は、広く社会への波及力を持つものとして、従前から、教育、福祉、まちづくり、観光、産業など、幅広い分野との関連が注目されてきました。たとえば、茶道や華道が、美術、工芸、文芸、建築、園芸、料理等と一体的に育まれてきたように、京都においては、文化芸術の持つ創造性が他の領域と相互に影響し、豊かな成果を生み出してきたのです。

文化芸術は、人々を惹きつける魅力や政治経済への影響力を持つ「ソフトパワー」でもあると言われています。とりわけ京都市においては、かつていち早く日本の文化首都を標榜しており、文化庁「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に謳われる「文化芸術立国」を先取りし、文化芸術が営まれてきたのです。

### 3 京都市文化政策の歴史

京都は、長年にわたり都市の営みと文化芸術との密接なつながりを持ち、都市の存続、発展の大きな力として文化を創造、蓄積してきました。市政においても、第二次大戦中の昭和16年に文化課を設置して以来、戦後もいち早く、現在に連なる多くの文化施策に着手し、25年には国際文化観光都市として指定を受けました。

昭和53年に「世界文化自由都市宣言<sup>2</sup>」を行い、京都市は、「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」であることを都市の理想像とし、平成18年には「京都文化芸術都市創生条例<sup>3</sup>」を施行しました。また、同年、「国家戦略としての京都創生」という観点から、京都市の今後の方針や国への要望、提案を取りまとめ、「歴史都市・京都創生策Ⅱ<sup>4</sup>」が策定されました。

---

<sup>2</sup> 「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちにつどい、自由な文化交流を行う都市」であることを、京都市の都市理念として宣言したものです。(全文は参考資料2を参照)

<sup>3</sup> 京都の優れた文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し、京都を新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することを目指して制定、施行。本条例では、文化芸術都市創生の基本理念と、京都市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本的な考え方等を定めています。(全文は参考資料3を参照)

<sup>4</sup> 京都市では、平成15年6月に京都創生懇談会(座長 梅原猛氏)からの「国家戦略としての京都創生の提言」を受け、16年に「歴史都市・京都創生策(案)」をまとめました。これを踏まえ、18年11月に京都市の今後の方針や国への要望、提案をより具体化した「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定しました。「京都らしく美しい景観の保全、再生、創造」、「永年の歴史に育まれてきた文化の継承と創造」、「京都の都市資源を活かした魅力の創造と発信」を三つの目標とし、京都創生の実現を目指しています。創生計画は「京都創生策」における文化面の取組の推進をも担うものです。

#### 4 計画の位置付けと計画期間

##### (1) 計画の位置付け

創生計画は、平成 18 年に制定した「京都文化芸術都市創生条例」第 7 条第 1 項に基づき、19 年に策定されました。計画の期間は、19 年 3 月から 29 年 3 月までの 10 年間です。また、創生計画は、「はばたけ未来へ！京プラン（第 2 期京都市基本計画）<sup>5</sup>」の文化芸術に係る分野別計画でもあります。

これらの関係を整理すると図 1-2 のとおりになります。

なお、創生計画は、平成 8 年策定の「京都市芸術文化振興計画」及び 15 年策定の「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」が担っていた文化芸術施策の指針としての役割について、包括的に継承しています。

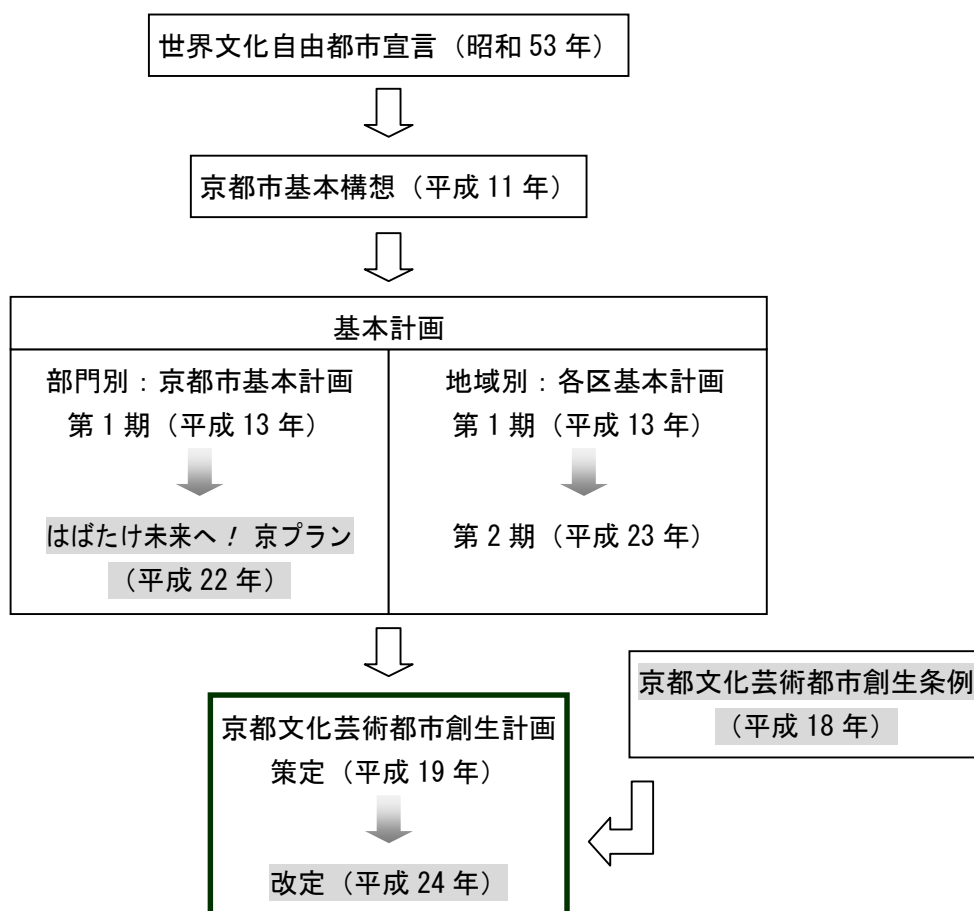


図 1-2：京都文化芸術都市創生計画の位置付け

##### (2) 計画の期間

創生計画は、平成 19 年 3 月から 29 年 3 月までを計画の期間としています。本改定版では、計画後半期の 5 年間の指針を示しています。

<sup>5</sup> 京都市基本構想に基づき、平成 22 年 12 月に策定された、「生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く」ということを都市の経営理念とする第 2 期基本計画。計画期間は 23 年度から 32 年度までの 10 年間です。

## 5 計画の基本理念～文化芸術都市の創生に向けて

**基本理念：世界的な文化芸術都市・京都の創生～文化芸術によるまちづくり～**

創生計画の後半期では、これまでの計画の考え方を継承しつつ、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の文化分野に関する基本方針<sup>6</sup>に沿い、京都を、世界的な文化芸術都市として創生することを基本理念とします。

なお、「はばたけ未来へ！京プラン」では、「歴史・文化都市創生戦略」が重点戦略の一つとして位置付けられました。

創生計画が目指す「文化芸術都市」の姿を、より平易な言葉で描き出すと、以下のようなまちになります。

### (1) 文化芸術に関わる活動が盛んなまち

伝統的な文化芸術を継承、発展させ、「和の文化」として世界に発信し、文化芸術の新たな創造活動が活発に行われるなど、文化芸術に関わる活動が盛んである。

### (2) 日常の生活シーンの中に文化芸術が溶け込んでいるまち

文化芸術が市民の生活や、身近な暮らしの場である地域の中にしっかりと根付くなど、日常の生活シーンの中に文化芸術が溶け込み、誰もがそれを楽しんでいる。

### (3) 文化芸術によって社会全体が活気づいているまち

産業、大学との結び付き、独自の都市景観をいかすなど、文化芸術によって社会全体が活気づいている。

### (4) 文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっているまち

文化財の指定、登録が更に進み、文化財の保存、活用に対する支援の輪が広がるなど、文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっている。

---

<sup>6</sup> 「はばたけ未来へ！京プラン」では、文化分野に関する基本方針を、「くらしのなかに文化芸術がいきいきと息づき、ひとびとの豊かな感性が育まれるとともに、そこで生まれる活力やにぎわいが、まちの活性化につながることをめざして、文化芸術とまちづくりを一体化させた取組を促進する。このような取組を通じて、京都を魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生する。」としています。

## 第2章

### 計画前半期の成果と今後の方向性



## 第2章 計画前半期の成果と今後の方向性

前章では、京都における文化芸術の力など、計画の背景を大局的に把握するとともに、創生計画の基本理念を示しました。本章では、計画後半期に取り組むべき事項を明らかにするため、前半期の取組の成果を検討し、5年間の社会状況の変化を確認するとともに、見直しの視点と方向性を示します。

### 1 計画前半期の取組と成果

創生計画は、平成18年制定の「京都文化芸術都市創生条例」第7条第1項に基づき定め、初めての計画です。

創生計画は、「文化芸術によるまちづくり」を中心的な理念とし、単に文化芸術活動を活発にすることを目指すだけでなく、文化芸術によって、市民生活や都市の在り様に具体的かつ良好な影響を及ぼすことに主眼を置いて策定しました。

更に、全国のあらゆる都市に先駆けて、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すために、特に、その「先駆け」の原動力となる取組を「五つの京都先行プロジェクト」として、計画期間前半の5年間に全て着手することとしていることも大きな特徴です。

取組の主な成果は、次のとおりです。

#### (1) 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

##### ア 国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備に向けた取組

京都の貴重な伝統芸能文化を、現代に息づくものとして広く発信し、将来に継承する拠点施設の整備を目標とし、取組を進めてきました。

京都伝統芸能文化センター（仮称）のイメージを明らかにするモデル事業として、伝統芸能の舞台公演「京都創生座」を実施し、平成23年度までに8回の公演を行うなど、新たな観客を開拓してきました。

##### イ まち全体を舞台にした「時を超え光り輝く京都・景観コンサート」（仮称）等の取組

京都市では、100年後の京都の将来を見据えつつ、京都に相応しい景観の保全、創出の気運を高めることを目標に、守るべき京都の景観を形成している場所において、コンサート等を行ってきました。

平成20年度に京都府等とともに源氏物語千年紀事業に取り組み、多数の催しを行いました。また、京都文化祭典「京の華舞台」として、二条城等で能舞台公演を行うなど、優れた景観を背景とした、独自の取組を展開しました。

#### (2) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

##### ア 文化芸術による地域のまちづくりモデル事業

「文化芸術による地域のまちづくり」の取組を実践的に示し、地域住民主体の文化芸術による地域のまちづくり活動が市内の各所で行われることを促すため、京都市と立誠自治連合会との連携により、元立誠小学校を拠点に、モデル事業を実施しました。平成19～21年度の3年間で、延べ84事業を実施し、49,000人を超える参加がありました。

### (3) 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

#### ア 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」等の取組

子どもたちが、優れた文化芸術の「ほんものの輝き」に触れ、その感性がいきいきと育まれることを目標とし、京都の優れた芸術家を小学校等に派遣し、文化芸術に関わる講話や実技指導等を行いました。

平成 19～22 年度に延べ 72 箇所、81 回を実施し、アンケート調査では 88.0%の子どもが授業を「また受けたい」と回答するなど、着実に子どもたちの文化芸術への関心を育てていると考えられます。

#### イ 子どもたちが舞台芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり

より多くの子どもたちが優れた舞台芸術と触れ合う機会を作ることを目標に、劇団四季と協力し、同劇団主催のミュージカルについて、中学生とその保護者の鑑賞料金を低く抑える取組を進めました。

平成 20～23 年度に、18 公演を対象に実施し、定員の 3 倍を超える、延べ 5,781 人の市民から応募がありました。

### (4) 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成

#### ア 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

京都市は、既存の町家等を活用した居住・制作・発表の場づくりなど、若手芸術家等の京都における居住・制作・発表を促進することを目標に、実行委員会を設置し、事業の展開に取り組んでいます。

本施策では、特に現代美術分野の若いアーティストを対象とするの方針を定め、民間の専門家とともに、各所の調査、市内の芸術系大学へのアンケート調査等を行っています。

#### イ 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援

芸術家たちが夢を育み、京都のまちで大きく育っていくことを目標とし、京都芸術センター事業や京都市芸術文化特別奨励制度等による芸術家の育成・活動支援を行っています。

### (5) 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり

#### ア 京都文化パートナー1万人構想に向けた取組

現行の文化ボランティア制度の枠組みを広げ、より多くの市民等が、文化芸術を楽しむ状況を作ることを目標に、取組を進めてきました。

平成 22 年度には、「キャンパス文化パートナーズ制度」を創設し、会員大学の学生に対して、京都市文化施設等の利用時に特別割引を行うなどしています。学生のまち・京都の特性をいかし、23 年度には 40,000 人を超える学生を対象に積極的な取組を推進しています。



## 2 社会状況の変化

### (1) 社会経済の動向

平成 20 年 9 月、アメリカの投資銀行の破綻により、世界経済は深刻な金融危機に陥りました。中国を中心に過熱していた美術市場が一気に冷え込むなど、金融危機は文化芸術にも大きな影響を与えました。経済状況の悪化は京都においても例外ではなく、企業経営の悪化や投資の減退を引き起こし、もともと脆弱な京都市の財政を、一層逼迫させました。

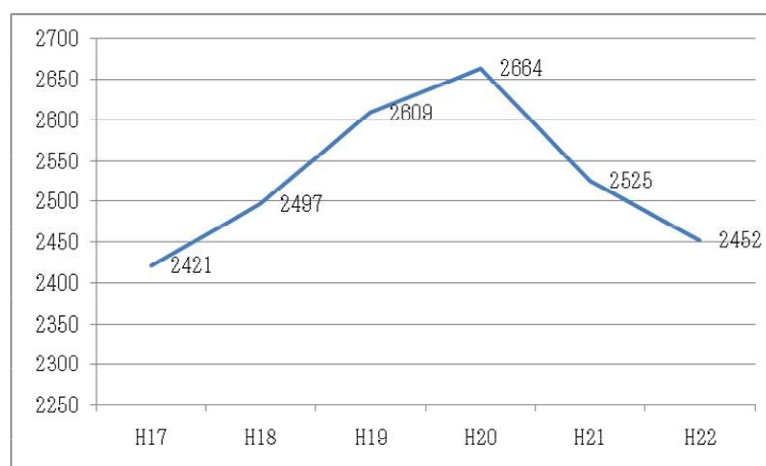


図 2-6：京都市市税収入（億円）

厳しい財政状況とともに、人口の減少、少子高齢化の進展も大きな問題となっています。京都市独自の推計結果では、平成 23 年 9 月現在で 147 万人である京都市人口が、27 年には 144 万人、32 年には 141～142 万人と減少することが見込まれています。人口減少の大きな要因の一つは、少子化の進展です。また、京都市の高齢化率は、22 年に 23% となっており、少子化とあわせて、都市の発展と活力の維持に多大な影響を及ぼすものとして懸念されています。これは文化芸術においても、たとえば文化財や伝統芸能を継承する人材の減少、創造活動の硬直化等の問題を引き起こす可能性があります。したがって、都市の魅力を高め、人口減少に歯止めをかける取組が重要です。

一方、交通の発達や、Twitter、SNS の普及に代表される ICT（情報通信技術）の発展等により、地球規模での人や物、情報の交流がますます盛んになってきています。このような情報交流の発達と並行して、食糧やエネルギー等の政治経済的な問題だけでなく、ファッション、映画、アートなど、世界各地の流行や出来事が直接的に世界の都市、地域に影響を及ぼすという流れが加速しています。このように世界が密接に結び付く中で、アーティストが、これまで以上に世界とつながり、各地を巡る状況が生まれており、同時に鑑賞者も、文化芸術に魅かれて移動することが増えています。文化芸術は、世界の人々と直接結び付く契機となっているほか、観光やまちづくりの面でも大きな注目を集めるようになっているのです。

## (2) 東日本大震災と来るべき社会のビジョン

平成 23 年 3 月、東日本大震災が起きました。今なお、仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災者が大勢おられます。未曾有の大災害を前に、我が国の様々な面で、枠組みの抜本的な変更が迫られており、それは京都の文化芸術においても例外ではありません。

震災の直後から、文化芸術に関わる人々の間では、「アートに何ができるのだろうか」という問いかけがなされました。それは文化芸術の根本に迫るような真摯な問いでありました。残念ながら、文化芸術が、緊急的な危機の中で直接に役立つということはほとんどないかも知れません。しかし、文化は、その土地で人々が生きるための根本となるものであり、阪神・淡路大震災後の多くの例に見るとおり、文化芸術こそが、震災からの復興の中で真に必要となります。安全や福祉と文化芸術の優劣を直截に比較するのではなく、両者がともに豊かな暮らしに必要であることを、改めて私たちは認識することになるのではないのでしょうか。

文化芸術は、人間が人間であるためになくしてはならないものであり、また世の中を変えるだけの力を持つものです。震災を経た後に、社会を潤すということ、我々の暮らしの枠組みを検討すること、それらは、文化芸術の力なくしては、もはや取り組むことのできない課題となっているのです。

## (3) 国や京都府等の動向

平成 22 年 12 月、関西の 2 府 5 県が結集し、関西広域連合が設立されました。京都府に広域観光・文化振興局が設置され、関西としてのブランドの構築に一体的に取り組むこととされており、京都市も、国の出先機関の権限が移譲される段階を目処に同連合に正式に加入することとしています。

他方、国においては、平成 20 年 12 月、公益法人制度改革関連 3 法が施行され、公共施設管理の多くを担う外郭団体の在り方について見直しが迫られるなど、文化施設を取り巻く環境に大きな変化が生じてきました。その後も、23 年 3 月に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」が成立し、劇場法（仮称）の議論も進められるなど、よりよい施設の在り方を巡って、関係法令等の整備が進められています。

更に、平成 23 年 2 月に文化庁「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次方針）」が策定され、文化芸術振興の基本的視点として、①成熟社会における成長の源泉、②文化芸術振興の波及力、③社会を挙げての文化芸術振興の 3 点が示されました。

### 3 見直しの視点と方向性

創生計画策定後の5年間で、先に挙げたとおり、様々な社会状況の変化がありました。日本全体を覆う困難な状況が生じる一方で、文化芸術の振興に大きな追い風となる動きも見ることができます。

本改定版では、変わることのない「京都市らしさ」を再認識し、今後5年間の取組に向けて、以下のような視点と方向性の下、取組を進めていきます。

#### (1) 文化芸術の継承と創造

人口減少、少子高齢化が進展する中で、将来、文化芸術の展開に陰りが生じることが懸念されています。文化は長期間にわたって耕されるものであり、文化を受け継ぎ、そこから新たな芽が生まれ、またこれを継承していくという循環が失われたとき、これを取り戻すことは容易ではありません。

次世代の文化芸術を支える人材の育成に留意しつつ、古典を受け継ぎ、常に新しい文化芸術が生まれ出るよう、施策を検討します。

#### (2) 文化芸術に関する社会的基盤の整備

##### ア 文化芸術に関する情報環境等の充実

京都は豊富な文化資源を有しており、世界で活躍する人材も多く輩出していますが、それらの情報が市民に十分に行き渡っていません。このような課題に対応することを検討します。また、グローバル化が進み、膨大な情報が行き交う中、ともすれば諸都市は均一で特徴のないものになってしまいます。このような観点からも、国内外の地域との交流を一層推進します。

##### イ 文化芸術に関する施設の充実

文化芸術は、市民が主体となって発展させるものですが、その際に京都市の施設が果たす役割には大きなものがあります。各施設が地域社会や京都全体と有機的に結び付くよう、一層の充実を図ります。取組に当たっては、ハード面の整備だけでなく、指定管理者制度の適切な運用を含めた、ソフト面での改善も検討します。

#### (3) 文化芸術の社会的展開

これまでの施策では、文化芸術がより広く社会経済と結び付き、互いに影響を与え合い、社会全体を活気づけるという点では、まだ不十分でした。暮らしの中に文化芸術が息づくという京都の特性を、一層広げ、また深めていきます。そのために、現代における生活様式の変化に伴う、文化芸術と市民生活、産業との関係の変化に目を向けて、文化芸術の持つ豊かな活力を社会に向けて展開する可能性を検討します。

また、文化芸術は、一義的には市民が主体となって、作り、伝え、楽しむものであり、行政はこれをサポートする存在です。京都市の財政はいまだ厳しい状況にありますが、行政の責務をしっかりと果たしつつ、「共汗<sup>1</sup>」の取組を深め、様々な力の連携により、文化芸術の持つ力をより一層膨らませるための施策を検討します。

<sup>1</sup> 市民、NPO、企業、大学等の様々な主体と行政とが、夢と希望、危機感と責任を共有し、役割を分担し、共に汗を流して、市政運営、京都のまちづくりを進めていくことです。



## 第3章

### 計画の内容



### 第3章 計画の内容

前章で導き出した見直しの視点と方向性を基に、本章では、文化芸術都市・京都を創生するための具体的な施策について記します。

#### 1 重要施策群

文化芸術都市・京都の創生に当たり、前半期の成果と課題、社会状況の変化を踏まえ、今後5年間で特に重点的に実施する施策を、三つの重要施策「群」として設定します。

京都市は、かつていち早く文化首都を標榜し、計画の前半期においても、全国のあらゆる都市に先駆けて21世紀の「文化芸術都市づくり」のモデルを示すため、その原動力となる「五つの京都先行プロジェクト」に取り組んできました。このような理念を継承し、計画後半期においても、文化芸術に関する重要な取組として、9施策を構想します。

施策は、現代の複雑な社会状況に的確に対応するとともに、文化の“生まれ、伝わり、また次の芽を養う”という循環的な仕組みを踏まえ、三つの施策群として設定します。群内の施策は、相互に強く関連するものであり、状況に応じて柔軟に連携するものとして、一体的に取り組んでいきます。

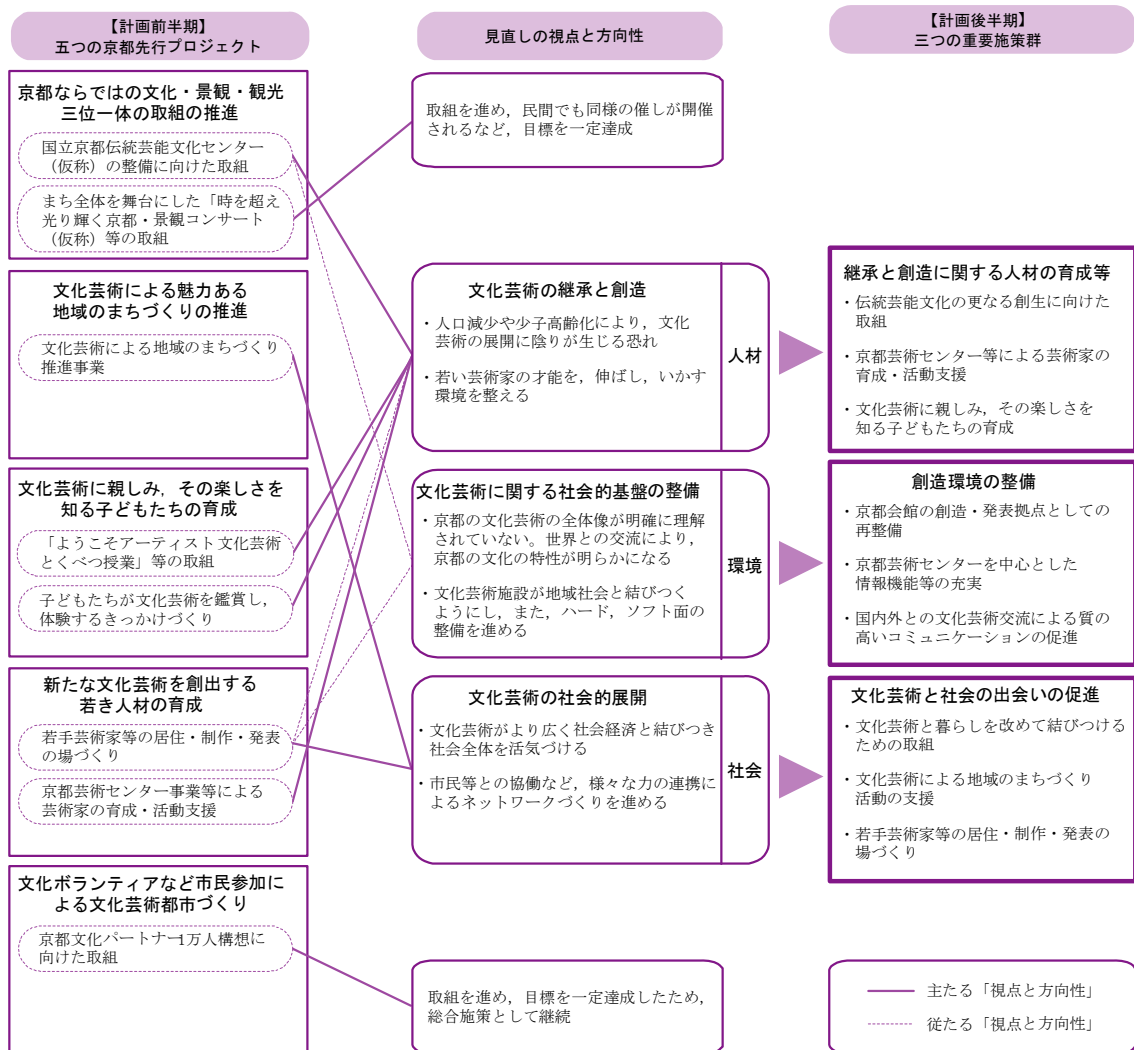


図 3-1：重要施策群の構成

## (1) 重要施策群 1：継承と創造に関する人材の育成等

京都には、伝統を継承しつつ新たな創造を続ける文化の魅力があり、それらの「光」を「観」る<sup>1</sup>ために、平成 20 年には年間 5,000 万人以上の観光客がこの地を訪れました。継承と創造は、文化芸術の、最も根本的な両輪であり、その二つが十全に機能して初めて、文化は豊かに実ります。本改定版は、伝統文化と現代文化の枠組みにとらわれることなく、両者を互いに補い合うものとして捉え、これを支える人材の育成等に取り組みます。

### ア 伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組

京都の貴重な伝統芸能文化を、京都独特の景観、風情の中で本来の輝きを湛えながら現代に息づくものとして広く発信します。

具体的には、京都に集積している日本の伝統芸能を生み出してきた人、物、作品、場を国内外の人々に情報発信し、また、訪れて体感してもらい、更に継承、創造するための拠点として、国立京都伝統芸能文化センター（仮称）を整備することを目指すことが挙げられます。

この拠点施設の整備は、日本の財産であり、世界の宝である京都の文化を守り、育てるために必要な国家的な課題であることから、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」に基づき、国の特別措置も求めつつ国家戦略として取り組みます。

国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備に向けた取組を推進するため、国への要望と並行し、センターの機能として想定している事業を、モデル事業として先行的に実施します。具体的には、京都創生座の取組をいかし、引き続き、京都における伝統芸能の集積をいかした舞台公演等の実施に取り組むことが考えられます。

### イ 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

京都市の文化芸術振興の拠点施設として、芸術家、芸術関係者の育成のための事業や、芸術作品の制作、練習の場を提供する制作、発表支援事業をはじめ、数多くの若い芸術家の成長、飛躍を支えてきた京都芸術センターの効果的な運営を図ります。

また、京都の若手芸術家等を対象に、将来の飛躍を促すための活動資金を支給する「京都市芸術文化特別奨励制度」を引き続き実施します。実施に当たっては、奨励者の活動のエネルギーが京都のまちに還元されるよう、一層効果的な運用を図ります。

更に、こうした若い芸術家の育成、活動支援を図る制度等について、広く全国に向けて積極的にアピールし、より多くの有望な人材が京都に集うことを目指します。

### ウ 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

子どもたちは、将来の文化芸術を支え、継承や創造を担う市民として成長することが大いに期待されています。子どもたちのいきいきとした感性を育むために、優れた文化芸術の「ほんものの輝き」に触れ、表現する楽しさやコミュニケーションの楽しさを体験する機会を作り出します。

<sup>1</sup> 観光という語は、『易経』の「国の光を観る。用て王に賓たるに利し」との一節によります。



特に、伝統の継承のためには、日常生活の中で身近に触れる機会を多く持つことが必要であり、「和の文化」に接する機会を、家庭や学校で積極的に作っていきます。

取組に当たっては、「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」についての拡充をはじめ、様々な形態の授業を検討します。

更に、地域の人材の協力を得て伝統的な文化芸術を体験的に学習する「京の雅探検隊」や、市民の協力により様々な学習、体験の機会を提供する「みやこ子ども土曜塾」など、京都ならではの文化芸術教育をより一層進めます。

## (2) 重要施策群 2：創造環境の整備

文化芸術創造の基礎的な社会的基盤である施設と情報流通システムをしっかりと整備し、京都における文化芸術の振興に取り組みます。

京都市は、他都市に先駆けて、幾つもの特徴的な文化施設を整備してきました。昭和 35 年、「文化の殿堂」として岡崎地域に京都会館を建設し、公共文化ホールの先駆的な事例を示した後、昭和 62 年から平成 13 年にかけては、創造活動室を持つ地域文化会館を整備しました。

また、平成 12 年には、元明倫小学校を改修して、京都芸術センターを開設し、閉校施設活用の範例として、大きな注目を集めました。それぞれの施設は、時々の京都市の文化政策の性質を決定づける「骨格」として、大きな役割を果たしてきたと言えます。これら文化芸術の活動に資する施設について、現代的な需要に対応するよう適切に更新するとともに、最大限に活用していきます。

京都会館、京都芸術センターは、ともに情報拠点としての役割を担っていますが、京都の膨大な文化資源を前に、現状では、期待に十分に込め切れていない部分があります。施設整備が「骨格」に当たるとすれば、情報は、文化芸術にとって「血液」に当たります。情報の流れをしっかりと作り、国内外の人々の関心と理解を深めるため、情報流通について抜本的な施策に取り組みます。

### ア 京都会館の創造・発表拠点としての再整備（新規掲載）

京都会館は昭和 35 年に公共文化ホールの先駆けとして、岡崎地域に建設されました。京都市内最大の 2,015 名収容の多目的ホールを持つ施設として、市民、子どもから著名なアーティストまで、幅広く親しまれてきました。

開館から 50 年以上が経ち、施設利用者や来場者の今日的ニーズに応えられない状況にある京都会館につき、「京都会館再整備基本計画」（平成 23 年 6 月策定）に基づき整備します。

再整備に当たっては、既存の建物価値を継承しつつ、①市民に愛され、交流の場となる公共ホール、②質の高い舞台芸術等を発信する「文化の殿堂」、③岡崎地域活性化の中心となることを目指します。また、再整備後の京都会館の運営については、貸館事業だけを行うのではなく、芸術活動団体が制作拠点を置く創造、発信する施設となるよう努めます。

今後、再整備の進捗にあわせて、舞台芸術の各ジャンルに応じた適切な管理運営の体制、方法等の仕組みの構築や、利用者ニーズの高い予約開始時期の早期化等に取り組み、京都会館を京都における舞台芸術の中心拠点としていきます。

### イ 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実（新規掲載）

京都はまだ全体が文化的資産であり、質の高い文化芸術があふれ、また、個人から団体まで、様々な形式での文化芸術に関する活動が盛んに行われている都市です。これらの文化芸術に関する多種多様な情報を、感度よく収集し、その魅力が伝わるよう適切に編集するとともに、必要などころに必要な時に届くよう発信する仕組みを構築します。

取組に当たっては、京都芸術センターの持つ「情報センター機能」を基盤とし、同センターが培ってきた事業アーカイブや人的ネットワークを活用することで、情報の収集、発信機能を充実することとします。

具体的には、たとえば、官民（文化団体、NPO、大学、行政等）連携の中核となる文化芸術コア・ネットワークを整備し、このネットワークの活用により、「早春のアートエキシビション・京都ウィーク（仮称）」を実施します。

更に、文化芸術に関する多種多様な情報を、京都芸術センターの情報センター機能や、京都市が後援する文化芸術事業のデータベースを核に、体系的に整理するとともに、最新の情報通信技術を活用して広く発信、提供します。

#### ウ 国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進（新規掲載）

京都は、世界遺産のまち、伝統と歴史のまちとして、世界的に広く認知されています。このような強みをいかしつつ、文化芸術に関する国内外の交流を更に豊かなものとするため、従来の幅広いマスメディアの情報発信だけでなく、各都市、組織、個人など、対象を絞り、質の高いコミュニケーションを行うなど、直接的に京都の魅力を感じてもらえるような取組を進めます。

具体的には、たとえば、京都の文化芸術を広く世界に紹介するため、京都における若手芸術家（京都市芸術新人賞受賞者等）の活動の、1年間の精華を集めたバイリンガルの冊子を、高品質なデザインで作成し、世界の代表的なメディア、美術館、劇場等に配布します。

また、京都芸術センターでのアーティスト・イン・レジデンスの取組を広げ、関係機関との連携を図りつつ、世界の第一線で活躍する芸術家の京都への招聘に取り組みます。

更に、世界の文化芸術施設等のキー・パーソンに焦点を絞り、日常的に情報の交換を行います。また、芸術系大学とも連携しつつ、これらの方々を京都に招くとともに、その協力を得て、京都の若手芸術家が海外での活躍の場を得ることを目指していきます。

### (3) 重要施策群3：文化芸術と社会の出会いの促進

京都は、衣食住を中心に、市民生活のあらゆる領域に文化芸術が溶け込んでいる、日本で数少ない都市の一つです。たとえば、陶芸や染織等の優れた伝統工芸の営み、伝統芸能の練習や上演が普通の暮らしの傍らで日常的に行われ、人々は常にそれらの創作の気配を感じながら暮らしてきました。また、文化芸術は、工芸、建築、服飾や料理等と深く関わることで、芸術的に洗練された技術を生み出し、各分野の産業を先導する役割を果たしてきました。

一方、文化芸術には、立場の違いを越えて多くの人々が興味を持ち、その存在に影響を受けるという面があります。私たちの暮らしの中で、開かれたまちの中で、共有できるということは、文化芸術の重要な特徴であると言えます。

このような京都の特色、文化芸術の特性を踏まえ、文化芸術を、京都の暮らし、まちづくり、産業、景観等と相互に強く影響を及ぼし合うものととらえ、その豊かな活力、柔軟な創造性が社会全体に一層浸透するよう以下の取組を進めます。

#### ア 文化芸術と暮らしを改めて結びつけるための取組（新規掲載）

京都では、暮らしの中に溶け込んでいる文化芸術の力によって、市民が知らず知らずのうちに美意識を培ってきました。また、京都では、文化芸術は、社会（まちづくり、産業、景観等）全体と結びついて発達してきました。

しかし、現代では、文化芸術と日常の暮らしの関係は、相対的に薄くなっています。伝統的な文化芸術が生活の中で占める位置は次第に低いものになってきており、また、現代的な文化芸術の中にも、多面化、複雑化し、日常生活から分離してしまっているものが見られます。現代にあっても、暮らしの中にある美しさを楽しむ感性が受け継がれていかなければ、京都はそのアイデンティティを失ってしまいかねません。このため、文化芸術と暮らしを改めて近付ける試みに取り組みます。

京都市は、京都市美術館や京都芸術センター、京都市交響楽団の事業など、市民が文化芸術及び芸術家と出会い、その中で様々な示唆を得られるような事業に従前から取り組んできました。上記のような観点から、これらを一層充実していきます。

具体的には、たとえば、市民の、文化芸術に日常的に親しみたいという潜在的なニーズに応え、目利き、見巧者と呼ばれる鑑賞者を育成するため、初心者向け、上級者向けの文化芸術に関するレクチャー等を実施します。また、京都の能楽堂やギャラリー、劇場、ライブハウス、庭園等を巡るツアー、楽屋や作家の制作、練習所等を訪ねるツアー等を検討します。

また、児童館、図書館、病院、企業のオフィスや工場、地下鉄等の公共施設等において、美術作品の展示、ダンスのワークショップ、コンサート等を行います。取組に当たっては、展覧会等の一時的な開催にとどまらず、各施設のスタッフ、地域住民との長期的なコミュニケーションを継続し、各現場のニーズに応えるよう努めます。

更に、京都で事業を行う団体や企業が、積極的に文化芸術を事業活動等に取り入れていくことが望まれており、京都市は、京都らしい暮らしを支えるという自覚の下、市職員の一人ひとりが京都らしさを知り、京都ならではの「文化芸術と暮らしの関係性」について研修する機会を設けていきます。また、これをまち全体へと広げるよう

取り組みます。

## イ 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

「京都祇園祭の山鉾行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことに象徴的に見られるように、京都には市内各所に伝統のある文化行事が継承されています。近年、その価値が見直され、復興したり、盛大になったりする行事も多く、地域のまちづくり活動の好例となっています。

計画前半期に実施した「文化芸術による地域のまちづくりモデル事業」の取組成果を活用しつつ、伝統行事等も含めた「文化芸術による地域のまちづくり」が市内各所で行われることを目指して、地域住民主体の活動を支援する取組を進めます。

取組に当たっては、人や場所が相互に結び付く契機をもたらす組織、個人の存在が重要になるため、みやこ文化財愛護委員の育成を継続するほか、京都市まちづくりアドバイザーや各区等とも連携を図りつつ、関係団体、人材への支援に取り組みます。

## ウ 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

京都には、四季折々の豊かな自然、伝統が培った文化のある暮らし、先人の遺産など、アーティストに与える刺激がまち全体にあふれています。このような京都のまちに暮らすことは、若い芸術家の感性を大いに豊かにすることでしょう。

また、若い芸術家がまちに暮らし、制作場所を構えることは、京都のまちにも好ましい影響を与えます。近年、京都市全体の課題として、空き家の増加や高齢化等が大きな課題となっています。若い芸術家が京都にとどまり、空き家等を活用することを通じて、まちに活力を生み出すような取組が必要です。

これらの観点から、様々な相談に対応する総合サポート窓口の設置、芸術家に適した空き家の紹介や、閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援など、芸術家が京都に根差した活動を行えるよう、「東山アーティスト・プレイスメント・サービス（略称：HAPS）」の取組を一層推進していきます。

## 2 総合施策

文化芸術都市の創生に向けて、重要施策群に重点的に取り組むとともに、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」の各項目に沿って、総合的に施策の推進を図っていきます。

重要施策群が、文化芸術都市づくりの先駆けの「原動力」となるものであるのに対し、ここに掲げる施策は、文化芸術を市民の暮らしやまちに、しっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるための総合的な施策となります。

なお、先に述べた重要施策群に属する施策も再掲しています。

※施策のうち、◎を付けたものは新規掲載の取組です。

### (1) 暮らしの文化を楽しむ（第8条関係）

京都では、環境を大切にすることや、隣人を思いやる振る舞い、美しいものを大切に愛でる習慣が、先人の暮らしの中から生み出され受け継がれてきました。これらが文化芸術都市を創っていく時の背景になるとの観点から、「暮らしの文化」（京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化）を改めて確認し、これを楽しめるようにするための施策に、今後取り組みます。

#### ア 文化芸術と暮らしを改めて結びつけるための取組（施策番号1）（再掲） ◎

#### イ 暮らしの文化を再発見・再認識するシンポジウム等の開催（施策番号2）

研究者や市民団体等との連携により、暮らしの文化の魅力を再発見、再認識するシンポジウム等の開催を図ります。

取組に当たっては、「暮らしの文化」のイメージを多くの人々が共有できるようにするとともに、その継承に資するよう、現代の生活の中での意義についても検討することとします。

## (2) 文化芸術に親しむ（第9条関係）

京都市は、第二次大戦直後から、市民の誰もが文化芸術に親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞、体験、発表したり、芸術家と交流したりするため、様々な催しを行い、長年にわたって市民に機会を提供してきました。今後は広く民間の文化芸術団体の活動とも連携しつつ、その趣旨を継承し、継続していきます。

### ア 京都文化祭典の開催（施策番号3）

「京都の秋 音楽祭」、「市民ふれあいステージ」、「京都映画祭」など、多彩な催しにより、伝統芸能から先駆的な新しい芸術、市民文化、更には京都で発祥した日本映画の魅力のアピールする「京都文化祭典」。「第26回国民文化祭・京都2011」の成果を受け継ぎ、民間の主体的な取組とも連携しながら、京都の文化芸術活動に刺激を与え、多くの市民に親しまれる、一層望ましい祭典の在り方を目指しつつ取組を進めます。

### イ 本市の文化芸術関係施設における各種事業の推進（施策番号4）

京都市美術館、京都コンサートホール、地域文化会館等の施設において、市民が多様な文化芸術に触れるための展覧会やコンサート等の開催をはじめ、各施設の特長をいかして各種文化事業の取組を進めます。

#### (ア) 京都芸術センター

「明倫茶会」、伝統芸能を親しみやすく紹介する「継ぐこと・伝えること」、「Music Room」、「Dance 4 All」等の実施のほか、市民との交流を条件とした制作や練習の場である「制作室」の提供、アーティスト・イン・レジデンス・プログラムでの国内外の芸術家の支援等を実施しています。

#### (イ) 京都コンサートホール

国内外の著名な演奏家や、京都にゆかりある演奏家たちが出演する「京都の秋 音楽祭」を開催するほか、市民がより気軽に文化芸術を楽しめるよう、シニア制度、スチューデント制度等の取組を積極的に進めます。

#### (ウ) 地域文化会館

「文化芸術活性化パートナーシップ事業」に取り組むほか、各館にコーディネーターを配置し、施設活用のアドバイスや企画構成のサポート等を行う「文化芸術活動パワーアップ支援事業」を実施します。

#### (エ) 京都市美術館

昭和20年から続く総合公募展「京展」、所蔵品をテーマを設け展示するコレクション展等を開催するほか、美術に対する新しい見方、感じ方を発見する機会として、市民美術講座やワークショップ、京都国立博物館等との連携により展開する「京都ミュージアムズ・フォー」の連携講座等を実施します。

### ウ 「市民に愛され世界にはばたく京響」を目指す取組の推進（施策番号5）

京都市交響楽団は、日本で唯一の自治体直営のオーケストラとして創立し、平成23年度に55周年を迎えました。21年度には運営を財団法人京都市音楽芸術文化振興財団に移管しており、これを契機として、文化芸術都市にふさわしい、世界に誇れるオーケストラへの飛躍と、市民の皆さんにより一層親しまれ、愛される「京響」となることを目指して更なる取組を進めます。

## エ 映画・映像文化やマンガ文化の振興（施策番号 6）

「京都映画祭」の開催や、「京都市フィルム・オフィス」、「京都映画文化会議」の運営のほか、京都が保有する映画・映像資源の有効活用など、京都の映画文化や映像文化の振興を図ります。

また、「京都国際マンガミュージアム」について、文化芸術事業における連携を図り、マンガの収集、保管、展示、調査、研究等を行うとともに、同ミュージアムを核に、インキュベーション機能<sup>2</sup>を持った拠点を整備するなど、マンガミニクラスター（仮称）の形成に取り組みます。

## オ 文化芸術に関する生涯学習の推進（施策番号 7）

京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）や生涯学習総合センター山科（アスニー山科）の「アスニー・アトリエ」やセミナー、コンサート等において、多くの市民が文化芸術等に触れ、理解を深めるための事業が行われています。生涯にわたって市民が自ら文化芸術に親しむとともに、学んだことを「真のワーク・ライフ・バランス<sup>3</sup>」の実現にいかすという観点からも、文化芸術に関する生涯学習の推進を図ります。

## カ 文化芸術団体との連携による鑑賞・参加型事業の推進（施策番号 8）

公益財団法人京都市芸術文化協会やその加盟団体をはじめとして、新たに誕生した本格的な邦楽アンサンブル等の文化芸術団体と連携や共催等を行い、寺社、空き店舗、本市施設等のスペースの活用も含め、市民が鑑賞したり、参加したりする多彩な事業の促進を図ります。

## キ 文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン<sup>4</sup>」の推進（施策番号 9）

文化芸術施策や施設が、全ての人にとってできる限り利用しやすく、楽しめるものとなるよう、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」等に基づき取組を進めます。

---

<sup>2</sup> 一般的には、企業の支援や、創業間もない企業の事業が軌道に乗るよう支援を行う機能のこと。ここでは、企業ではなく、若手クリエイターやプロデューサーへの支援を意味します。

<sup>3</sup> 従来の「仕事と生活の調和」といった意味でのワーク・ライフ・バランスに加えて、「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた概念。京都市では、市民一人ひとりが仕事や家庭生活、社会貢献等において、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れることを目指し、取組を進めています。

<sup>4</sup> 製品、設備、施設やサービスの提供等を、全ての人にとってできる限り利用しやすいデザインにすること。



### (3) 子どもの感性を磨く（第10条関係）

市民の、文化芸術に対する感性を磨き、表現を高めるためには、感受性豊かな子どもの頃から、京都の暮らしの文化を体験し、質の高い文化芸術作品にできるだけ多く、直接触れることが大切です。今後も、子どもたちがそのような体験をできるよう、学校や家庭を通じて、様々な機会を提供していきます。

#### ア 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成（施策番号10）（再掲）

#### イ 子どもたちが舞台芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり（施策番号11）

子どもたちの感性の育成に資する優れた舞台芸術を、子どもの舞台鑑賞支援事業「子ども感動応援ステージ」と位置づけ、事業主体と協力して鑑賞料金を低く抑える等の支援を行います。

また、京都芸術センターや京都市美術館における子どもや親子のためのワークショップ、京都市交響楽団による「オーケストラ・ディスカバリー」等の取組のほか、子どもたちがより気軽に文化施設を訪れ、文化芸術に親しめるようにするための取組を進めます。

更に、市民狂言会・夏休み特別編や、京都国際舞台芸術祭での子ども向けプログラムなど、子どもたちが舞台芸術を鑑賞するための事業に取り組みます。

#### ウ 子どものための各種体験教室等の推進（施策番号12）

文化芸術団体との連携により、子どもを対象とした、能楽、邦舞、邦楽、詩歌など、文化芸術の体験教室等の推進を図ります。

#### エ 芸術系の市立高等学校等における特色ある文化芸術教育の推進（施策番号13）

京都市では、芸術系の専門的な教育を進める機関として、全国に先駆けて、銅駝美術工芸高等学校及び京都堀川音楽高等学校を開設しています。

引き続き先進的な芸術教育を進め、優れた文化芸術の担い手の育成を図ります。

#### オ ジュニア京都検定の推進（施策番号14）

歴史都市・京都の優れた文化を次代へ継承していく子どもたちを育むため、子どもたちが知識と共に体験を通して京都の文化を学ぶ機会を創出するために創設した「歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定（ジュニア京都検定）」の取組を進めます。

取組に当たっては、京都商工会議所の主催する京都観光・文化検定試験（京都検定）との連携を図ります。

#### カ 子ども音楽文化の振興・普及を図る取組の推進（施策番号15）

京都市ジュニアオーケストラや、創立55周年を迎える京都市少年合唱団の運営、京都市交響楽団の演奏を楽しむ、小中学生のための音楽鑑賞教室、京都市立芸術大学が行っている「子どもの音楽教室」、地域文化会館での教育プログラム等の事業を通じて、子どもや青少年の音楽文化の振興・普及を図ります。

#### キ 青少年の文化芸術活動の促進（施策番号16）

新たな若者文化の創造と市民との相互交流を促進するため、青少年活動センターを拠点とし、「ライブキッズ」や「演劇ビギナーズユニット」、「ココロからだンスWS」の実施など、青少年の文化芸術活動等の推進を図ります。

#### (4) 伝統を受け継ぐ（第 11 条関係）

京都市は、茶道、華道、伝統芸能等の先人から受け継いできた質の高い文化が、今日に至るまで大切に伝えられてきた、日本で唯一の都市であると言っても過言ではありません。それらの継承を支援するとともに、多くの市民や全国、全世界の人たちが、それらを体験できる機会を提供し、継承のための支援者となっていただけるきっかけ作りも進めていきます。

##### ア 伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組（施策番号 17）（再掲）

##### イ 国立京都歴史博物館（仮称）の整備に向けた取組（施策番号 18） ◎

歴史都市・京都には、世界遺産に代表される文化遺産をはじめ、歴史的・文化的資産が平安期以前から近代まで重層的に存在しています。都市の歴史と記憶をいかし、日本の歴史、文化への総合的な理解に資するため、また、日本の文化力を世界に発信するため、国立京都歴史博物館（仮称）の整備に向けて取り組めます。

##### ウ 「古典の日」の推進（施策番号 19） ◎

京都市は、京都府、京都商工会議所等とともに、平成 20 年 11 月に「古典の日」宣言を行い、古典を通じて日本の心を次世代に継承していくための取組を進めてきました。古典文化振興法（仮称）を制定し、11 月 1 日を「古典の日」とすることを国に働きかけるなど、古典に親しむ機運の醸成を図っていきます。

##### エ 市民や観光客が、京都の伝統的な文化芸術に身近に触れる機会の提供（施策番号 20）

「五感で感じる和の文化」事業、市民狂言会、市民寄席、市民茶会や、文化芸術団体との連携により実施している京都薪能、華道京展、市民邦楽会、市民邦舞会など、伝統的な文化芸術の身近な鑑賞機会を、市民や観光客に提供する取組を進めます。

##### オ 文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進（施策番号 21）

京都芸術センターにおける「明倫茶会」、「継ぐこと・伝えること」など、京都の優れた伝統的な文化芸術を現代にいかし、次代に継承するとともに、新たな伝統の創造に向けて取組を進めます。

##### カ 子どもたちへの伝統的な文化芸術継承の取組の促進（施策番号 22）

文化庁補助事業「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を活用するなどし、地域の保存会や文化団体等が、子どもたちに民俗芸能や邦楽、邦舞等の伝統的な文化芸術を体験、修得させ、次代に継承するための取組を促進します。

##### キ 伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進（施策番号 23）

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターや国際日本文化研究センター等について、研究や研究成果の公開、国際交流等の機能の推進を図ります。

##### ク 伝統的な花街の文化の継承（施策番号 24）

祇園甲部、宮川町、先斗町、上七軒、祇園東の京都の五花街では、邦楽、邦舞を伝承しつつ、国内外の人々を魅了しています。こうした五花街で培われた伝統芸能が、これからも京都の特色ある文化として息づくよう、財団法人京都伝統伎芸振興財団（「おおきに財団」）等の関係団体と連携して、その保存継承を図ります。

## (5) 新たに創り出す（第 12 条関係）

京都市は、いつも時代の先端を行く文化芸術を創造してきた都市です。これからも若いアーティストたちの芽が出るよう支援することによって、京都が現代の人たちの心に響く、世界水準の文化芸術を新たに創り出すまちになるよう、様々な施策を行います。

### ア 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援（施策番号 25）（再掲）

#### イ 京都国際舞台芸術祭の開催（施策番号 26） ◎

京都芸術センター「演劇計画」事業の成果を基に、平成 22 年度から、京都国際舞台芸術祭が実施されています。世界最先端の舞台芸術を紹介するとともに、芸術家、市民等の多様な交流の場となること、次世代の人材を生み出すことを目指して、今後も取組を進めます。

なお、京都会館の再整備完了後においては、京都会館をメイン会場とすることを検討します。

#### ウ より効果的な顕彰制度の在り方の検討（施策番号 27）

京都市では、将来を嘱望される新人や、新人育成等に功労があった方を表彰する「京都市芸術新人賞・同功労賞」や、本市の文化の向上に多大の功労があった方を表彰する「京都市文化功労者」等の顕彰制度を運用しています。

これらの制度について、京都が誇る優れた人材の力が、文化芸術都市創生の取組により一層反映されるような、効果的な制度となるよう検討し、取組を進めます。

#### エ 助成金等の情報のより効果的な発信（施策番号 28）

国、助成団体等の各種助成金に関する情報を集約、整理し、支援を必要とする芸術家がスムーズに申請できるよう、より効果的な情報発信を検討し、取組を進めます。

#### オ 芸術活動へのきめ細かな支援（施策番号 29）

国、助成団体等からの助成金が内定している芸術家に対し、「つなぎ資金」を無利息で融資することにより、芸術活動に係る資金面の負担を軽減し、芸術家の支援、育成を図る「助成金等内定者資金融資制度」の効果的な運用を進めます。

また、芸術家の活動について、広く、きめ細かな相談ができる環境を整備します。

(6) 文化芸術でまちづくりを活性化する（第13条関係）

文化芸術には都市の活動に彩りを与え、活力を生む力があります。今後も、そのような文化芸術の力でまちづくりを活性化します。

ア 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援（施策番号30）（再掲）

イ 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり（施策番号31）（再掲）

ウ 岡崎地域活性化に向けた取組（施策番号32） ◎

東山を望む都市景観の中に、多くの文化施設が集積する岡崎地域の魅力を更に磨き、京都が未来に大きく飛躍する力とするため、「岡崎地域活性化ビジョン」（平成23年5月策定）に基づき、岡崎のミュージアム群をフルにいかした、本物のアートに出会えるまちの創出に取り組みます。

エ 京都市景観・まちづくりセンター等との連携の推進（施策番号33）

「文化芸術による地域のまちづくり」を推進するに当たって、美しい景観や住みよいまちの創造のために市民の主体的なまちづくり活動の支援を進める「京都市景観・まちづくりセンター」等との連携を図ります。

オ 各区の個性をいかした各種文化関係事業の推進（施策番号34）

各区の基本計画に掲げた各種の文化関係事業について、地域の特性をいかし、区の独自性を発揮しながら、引き続き区民とのパートナーシップにより取組を進めます。

取組に当たっては、必要に応じ、まちづくりに関する専門的な立場から、区民の自主的活動を支援する「まちづくりアドバイザー」が助言を行います。

カ 芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり（施策番号35）

芸術団体等と地域文化会館とが、一体となって地域の人々に魅力ある舞台芸術を披露し、未来を担う子どもたちへの教育プログラムに取り組む「文化芸術活性化パートナーシップ事業」等の取組を、財団法人音楽芸術文化振興財団と共同で進めます。

また、地域文化会館のコーディネーターと地域住民が意見を交換しつつ催しを企画、運営するなど、市民参加の推進等により、地域文化会館の効果的な運営を進め、地域で芸術家を応援する環境の醸成に努めます。

## (7) 交流を促進する（第 14 条関係）

文化芸術には国内外の地域の人々の心に直接訴え、共感を呼ぶ力があります。京都での文化芸術活動を希望する国内外の芸術家を招き入れるなど、今後は市民主体の活動も含め、交流を盛んにするための施策に取り組みます。

### ア アーティスト・イン・レジデンス事業等の推進（施策番号 36）

国内外の芸術家，芸術関係者を受け入れ，その作品の制作，発表，市民とのワークショップ等の活動を支援する，京都芸術センターにおける「アーティスト・イン・レジデンス」等の取組を進めます。

取組に当たっては，ヴィラ九条山，ゲーテ・インスティテュート・ヴィラ鴨川，芸術系大学など，国内外のレジデンス・プログラムと有機的に連携し，より効果的な事業の展開を図ります。

### イ 留学生による文化芸術交流の推進（施策番号 37）

京都市立芸術大学をはじめとする芸術系大学が諸外国の大学と行っている学生の交換派遣や，交流展，演奏会の取組，京都市の文化芸術事業への招待など，留学生による文化芸術に関する国際交流を進めます。

### ウ 国際交流に係る関係機関等との連携の推進（施策番号 38）

京都市国際交流会館，芸術系大学，京都迎賓館，国際交流基金京都支部，各国文化センターや領事館など，文化芸術に関する国際交流に係る関係施設，機関等との連携により，「ニュー・ブランシュ KYOTO」等の取組を進めます。

### エ 国際交流に取り組む市民団体等との連携の推進（施策番号 39）

京都の伝統的な文化芸術等の魅力を外国の方々に紹介する活動や，海外と文化芸術の相互交流に関する活動等を行う，市民団体等との連携を進めます。

### オ 姉妹都市との文化交流事業の推進（施策番号 40）

本市の姉妹都市との盟約締結の周年を契機として，各都市との文化交流を深める取組を進めます。

(8) 伝える、魅せる（第 15 条関係）

京都の優れた文化芸術活動を全国、全世界の人々に伝え、関心と理解を深めるための施策が必要であり、今後、情報通信技術を利用しつつ、情報発信を一層活発に行います。

ア 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実（施策番号 41）（再掲） ◎

イ 国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進（施策番号 42）（再掲） ◎

ウ ICT（情報通信技術）を活用した情報発信の推進（施策番号 43）

京都の文化芸術の魅力や豊かさを広く紹介し、アピールするため、インターネット上の様々な民間ソーシャルメディアサービス<sup>5</sup>や、スマートフォン等の携帯情報端末など、新しい情報環境にも対応し、これらを活用した情報の発信に取り組みます。

エ 後援事業等の支援（施策番号 44）

京都市が後援する事業等について、市民への情報発信など、主に広報面の支援等を検討し、取組を進めます。また、長年にわたって後援事業を実施している団体等を顕彰することを検討します。

オ 障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫（施策番号 45）

視覚障害等の障害のある方のために、文化芸術に関する情報を得やすくする工夫を検討し、取組を進めます。

カ 広域的な情報発信の推進（施策番号 46）

①東京の「京都館」、②韓国、中国、オーストラリア、台湾、アメリカに設置した海外情報拠点を活用するとともに、③官民連携の下、関西の文化を全国に発信することを目指す「関西元気文化圏事業」、④新聞、各種情報誌、テレビ、ラジオ等のマスメディアと連携しながら、全国、海外への広域的な情報発信を進めます。

<sup>5</sup> インターネット上の Web サービスの一種で、サービス利用者間で双方向のコミュニケーションを可能とするものを言います。

## (9) 文化財を守り，活用する（第16条関係）

京都市は1000年もの間、首都があった都市であり、その間、何度も大火災を経験しましたが、今なお、多数の国宝、重要文化財がこの地に受け継がれています。文化財は、現代の文化芸術活動にとってもインスピレーションを与える大切なものです。今後も、それらの価値を市民がよく理解し、後世に伝えて行くための施策に取り組みます。

### ア 文化財の保存と活用の推進（施策番号47）

開発行為の増大、生活様式の変化等により、消滅の危機にさらされている考古資料や民俗資料など、未来に引き継ぐべき貴重な文化財の一層効果的な保存、活用を、京都市埋蔵文化財研究所や京都市文化観光資源保護財団等と連携を図りながら進めます。

とりわけ、文化財の保存と活用には、地域の方々との連携が欠かせないことから、文化財市民レスキュー体制の構築、文化財防災マイスターの養成に取り組みます。また、文化財とその周辺を守る防災水利設備の整備を、引き続き進めていきます。

### イ 歴史的資産の保存・活用制度の運用（施策番号48） ◎

市民が残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を公募によりリスト化し、支援策を講じるなど、維持、継承、活用の促進を図ります。

### ウ みやこ文化財愛護委員，京都市文化財マネージャーの育成（施策番号49）

研修会等を実施し、ボランティアとして文化財保護の活動に携わる「みやこ文化財愛護委員」を育成するとともに、その活躍の場を広げます。

また、京都に数多く存在する歴史的建造物を中心とした文化財の調査や、対応策を提案することができる「京都市文化財マネージャー」の育成、活用に取り組みます。

### エ 地域文化遺産の保存と活用の促進（施策番号50）

地域の歴史や文化と密接に結びつき、地域の文化の発展や個性ある地域づくりの中核となる文化遺産を、地域住民等が率先して保存、活用するための取組を進めます。

### オ 文化遺産を大切に作る意識を育む取組の推進（施策番号51）

京都市内で出土した埋蔵文化財等に、市民が実際に触れ、京都の歴史に思いを馳せ、その重みを感じ、地域に愛着を持てるようにする取組を進めます。

### カ 元離宮二条城の本格修理と活用，無鄰菴の保存と活用（施策番号52）

元離宮二条城，無鄰菴について、本市の貴重な文化財の保存と活用の観点から、必要な施設整備と効果的な運営を進めます。

元離宮二条城は、全域が史跡に指定されており、国宝二の丸御殿のほか多くの重要文化財を有し、また古都京都の文化財として世界遺産にも登録されています。また、無鄰菴は、明治・大正時代の元老・山県有朋の別荘であったもので、明治の代表的名園とされる庭園を含めて、市民や、観光に訪れる方々に公開しています。

これら、二条城及び無鄰菴という、歴史の重みを湛えた京都の財産について、近年、建物の老朽化が進んでいることから、引き続き、修復・整備等の必要な対策を進め、観光振興の取組とも連携しながら、国内外の人々を魅了し続けるよう取り組みます。

なお、二条城の本格修理に当たっては、「世界遺産・二条城一口城主募金」を募り、賛同、協力を求める働きかけを進めます。

**キ 近代化遺産の活用（施策番号 53）**

京都の近代化を支えた琵琶湖疏水の意義を後世に伝えるなど、市内の近代化遺産の活用を検討し、取組を進めます。

**ク 京都における新たな世界遺産の登録（施策番号 54）**

京都には、世界遺産に登録されている「古都京都の文化財」に匹敵する、美しい景観と、古代から近代までの数多くの文化遺産があることから、世界遺産を拡充することにより、京都の歴史的、伝統的な景観や文化、文化財の素晴らしさを世界に発信するとともに、人類共通の財産を守り、育て、伝えていくことを国等に要望する取組を進めます。



## (10) 景観を保全し、再生する（第 17 条関係）

全国、全世界から観光客が訪れる京都の美しい自然景観、歴史的景観は市民の大切な財産です。美しい景観は、人々の暮らしの文化を通じて生み出されるものであり、文化芸術活動を行う環境としても重要です。景観を保全し、よりよいものに再生する施策に今後も取り組みます。

### ア 重要文化的景観選定の推進（施策番号 55）

京都の景観は、山紫水明の自然景観や、日常の生活や生業を通じて創り出されてきた文化的景観等によって織り成されています。文化財保護法に基づいて、その保存と活用を図り、国内外の人々を魅了する京都の景観を次世代に伝えるため、岡崎地域を中心に調査を進め、京都の重要文化的景観の選定の申出に向けた取組を進めます。

### イ 美しく、京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用（施策番号 56）

京都市では、京都の歴史的な景観を守るため、独自の条例や助成制度の創設など、他都市に先駆けた取組を進めてきました。引き続き、風致地区の指定等、条例に基づく築指定制度や地区の町並み景観を特色付けている建物への助成制度等の効果的な運用を進め、美しい自然景観の保護と、京都らしい市街地景観の形成を図ります。

### ウ 「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進（施策番号 57） ◎

京都の歴史的風致の維持及び向上を推進し、未来の世代に引き継ぎ、京都がいつまでも京都であり続けるため、「京都市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的建造物の保全、再生や、無電柱化及び道路修景整備事業等に取り組みます。

### エ 京町家の保全・再生・活用の取組（施策番号 58）

景観重要建造物等の指定による京町家の保全、再生や、民間活力による京町家の活用等の取組を進めます。

## (11) 施設を充実させる（第 18 条関係）

京都市は、京都市動物園、京都市美術館、京都会館、地域文化会館、京都コンサートホール、京都芸術センターなど、全国に先駆けて文化芸術のための施設を充実させてきました。更に各施設が地域社会や京都全体と有機的に結びつくよう、それらの保守に努めるとともに、一層充実整備し、必要な人材を確保しながら有効に活用していく施策を今後も強力に進めていきます。

### ア 京都会館の創造・発表拠点としての再整備（施策番号 59）（再掲） ◎

#### イ 文化芸術活動を支え、発表する場（拠点）の整備等（施策番号 60）

文化芸術都市の創生のためには、まちなかの拠点となる京都芸術センター、地域文化会館等の文化施設が効果的に機能し、文化芸術活動を支える場として十分な役割を果たしていくことが求められます。しかし、現在、京都市美術館や京都市動物園等の施設においては老朽化が進み、今日の利用ニーズや事業に対応できる機能や施設環境が整っているとは言い難い状況にあることから、必要な機能の整備等を進めます。

##### (ア) 京都芸術センター

京都市における芸術の総合的な振興を目指して、平成 12 年に開設しました。

センターの建物は、昭和 6 年に改築された元明倫小学校の建物をいかして整備しました。建物の文化財的価値に着目し、自由な芸術活動を行えるよう配慮しつつ改修を行ったもので、平成 20 年、国の登録有形文化財として登録されました。

開設 10 周年を経て、センターは、これまでの活動に一層の磨きをかけ、更なる彼方を見据えながら、21 世紀の創造拠点、発信拠点となることを目指していきます。

##### (イ) 京都コンサートホール

クラシック音楽の演奏と鑑賞の場として最高水準の環境を整え、平成 7 年の開館以来、国内外の一流のオーケストラの招聘や、京都市交響楽団の定期演奏会の実施等により、京都の音楽ファンをはじめ多くの人々に親しまれています。

このホールが、京都のクラシック音楽の拠点としての機能を十分に果たすとともに、京都会館と並んで、若い芸術家たちの憧れの舞台となることを目指し、開館 20 周年に向けて、引き続き、充実した施設運営を進めます。

また、京都府において構想される北山文化環境ゾーンの一角を占める施設として、府市協調の下、必要な整備を進めます。

##### (ウ) 地域文化会館

京都市文化行政研究会による「京都市の文化行政―その課題と施策についての考え方―」（昭和 55 年）において、中規模文化圏構想<sup>6</sup>の理念とともに提案された後、これを受けて、順次建設を進めてきました。各館には、市民が主体的に文化芸術活動を行うフリースペースとして、創造活動室を設け、「鑑賞型」ではなく「参加型」の文化活動を促進しています。

平成 22 年の「京都市公共ホールの在り方検討委員会」の報告を受け、各館と地域との一層密接なつながりの実現を目指し、専門職の配置等の取組を進めています。

<sup>6</sup> 市の周辺地域を東西南北に分け、各地域に文化活動の場を確保し、市民の交流及び地域からの文化的発信を図ることを目指した構想。「市民参加型」の「総合文化空間」の創出が必要であることが謳われました。

(エ) 京都市美術館

開館後 78 年を経て（平成 24 年 3 月現在）、良好な展示環境の実現や、約 2,400 点に及ぶ所蔵品の適切な収蔵環境の確保など、施設改修が必要な状況になっています。

開館 90 周年、100 周年を見据えつつ、美術館本館における展示環境の改善、生涯学習施設としての機能の充実、市民や観光客の憩いの場の整備など、ミュージアム機能の充実に向け、将来構想の策定と再整備に取り組みます。

なお、取組に当たっては、建物の文化財としての価値、また、岡崎地域の中心部に位置するという立地にも配慮し、取り組むこととします。

(オ) 京都市動物園

動物園は、開館 100 年を超える歴史の中で、子どもたちをはじめ多くの市民に親しまれてきました。動物の飼育・展示にとどまらず、平成 20 年に京都大学と連携協定を締結するなど、環境教育や研究という側面からも大きな役割を担っています。

平成 21 年 11 月に「共汗でつくる新「京都市動物園構想」」を定め、施設の整備、充実に向けた取組を進めています。引き続き、「近くて楽しい動物園」を目指して、「野生鳥獣救護センター」や「もうじゅうワールド」等の整備に取り組みます。

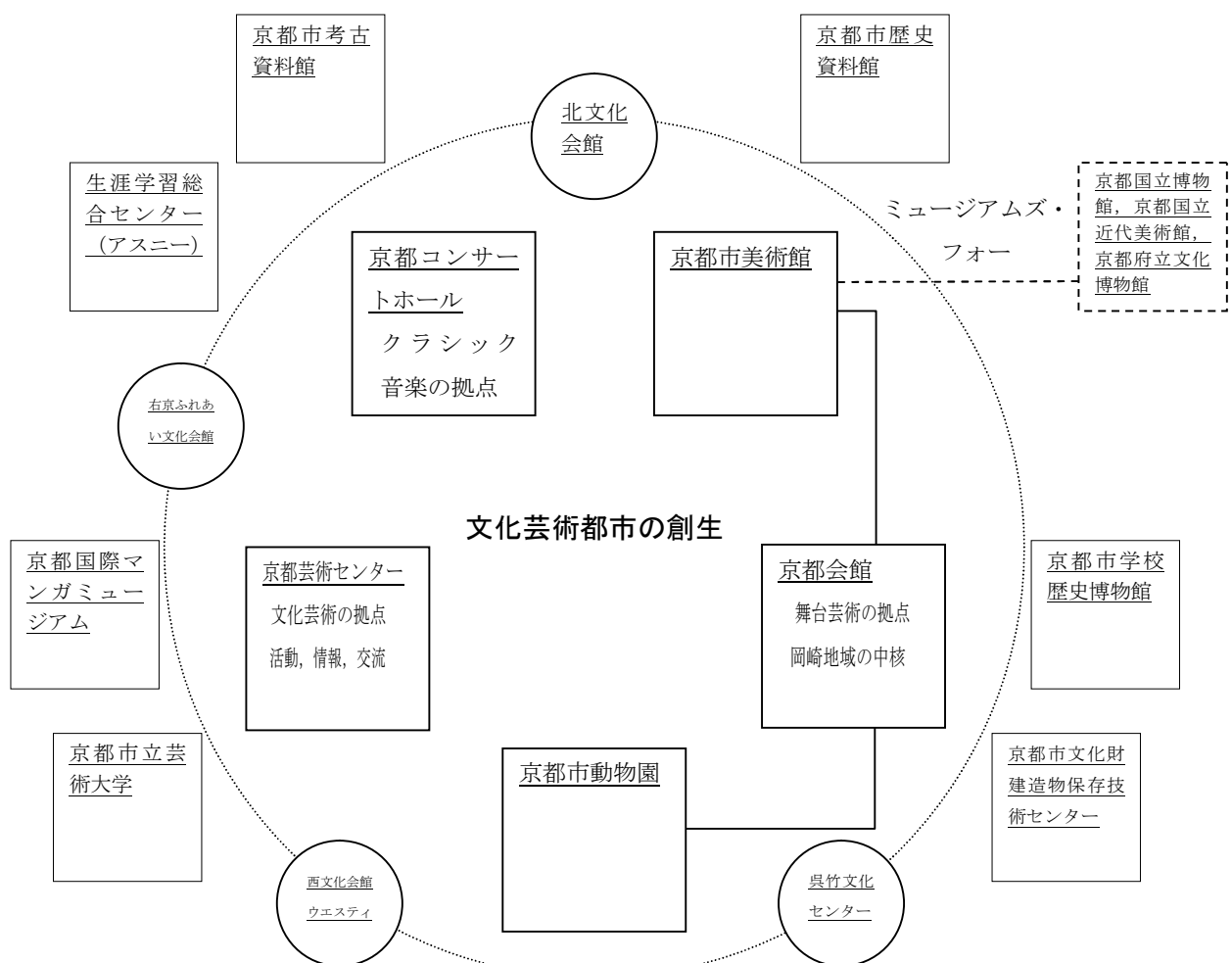


図 3-2：文化芸術に関する京都市の主要施設

#### ウ 文化芸術関連機関・施設の交流、連携（施策番号 61）

京都市では、京都市立芸術大学等の教育研究機関や、京都市美術館、京都芸術センター、京都市交響楽団等の文化施設、機関を管理、運営しています。これらの文化芸術関連施設、機関が、それぞれの特徴を發揮しつつ連携と交流を進め、文化芸術都市の創生を目指すよう取組を進めます。

また、京都市美術館が京都国立博物館等と共同で実施する「京都ミュージアムズ・フォー」事業を一層進めるなど、市内外の関係施設、機関、芸術系大学、芸術系 NPO 等との連携にも努めます。

## (12) 学術と呼応する（第 19 条関係）

京都には、長い歴史を持つ京都市立芸術大学をはじめとする、多数の芸術系大学が存在します。文化芸術は社会とつながりを持つと同時に、様々な分野の学術研究とも互いに影響を与え合っています。今後も、京都の文化芸術と学術研究と呼応させ、相互に活性化するような施策を行っています。

### ア 京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進（施策番号 62）

大学の教育、研究成果を広く市民へ公開する場として、また、芸術文化創出の交流の場、芸術資源の連携活用のサテライトとして、「京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA」を効果的に活用するとともに、伝音セミナーや火曜コンサート等について積極的な展開を図ります。

### イ 芸術系大学等との連携の推進（施策番号 63）

芸術系大学コンソーシアム、芸術系大学・京都市教育委員会連携協議会等の取組も踏まえつつ、京都市文化芸術担当部局と芸術系大学の一層の連携を図ります。

### ウ キャンパス文化パートナーズ制度の推進（施策番号 64） ◎

「大学のまち・京都」の学生が、京都の有する多彩な文化に触れ、京都の文化芸術の将来の継承者や支援者となることを目指し、会員学生の経済的負担を軽減する「キャンパス文化パートナーズ制度」を、いっそう魅力的な制度となるよう推進を図ります。

### エ 京都が誇る大学・研究機関等の集積の活用（施策番号 65）

大学コンソーシアム京都との連携等を通じて、大学や、国際日本文化研究センター等の研究機関の有する、人材、所蔵品、優れた研究機能等の資源を、文化芸術都市の創生に生かす取組を実施します。

### オ 文化芸術及び学術の交流を図る取組との連携（施策番号 66）

世界遺産条約締結 40 周年行事や、文化芸術に関する国際会議等の誘致、充実に向けて、京都府等とも連携して、国への働きかけや京都市の取組を進めます。

### (13) 産業と結び合う（第 20 条関係）

京都の産業には精巧で質の高い製品を製造する伝統があり、特に和装産業等は文化芸術と緊密な関係にありました。京都の文化芸術のためにも、産業のためにも、文化芸術と産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出していくことが必要です。今後も、そのための人材の育成、システムの整備に取り組みます。

#### ア 「未来・京都観光振興計画 2010<sup>+5</sup>」に基づく取組の推進（施策番号 67）

暮らすように旅をすること、市民の京都再発見、心で“みる”こと等を提案する「未来・京都観光振興計画 2010<sup>+5</sup>」に基づき、京都・観光文化検定試験（京都検定）の普及と活用、「映画のまち・京都」ならでの取組の充実等に取り組みます。

#### イ 文化情報と観光情報を連携させた情報発信の推進（施策番号 68）

インターネット等により、市内で開催する文化芸術の催し等を広く市民等に知らせる文化芸術情報発信の取組と、京都観光に訪れる国内外の方々に様々な観光情報を提供する観光情報発信の取組との連携を図り、相互の情報の充実と、利用の拡大を図ります。利用者のニーズに応じた情報を提案するなど、いわば「文化のコンシェルジュ」としての役割も果たすようにします。

#### ウ 京都国際マンガミュージアム等をいかしたコンテンツ産業の振興（施策番号 69） ◎

映画、マンガ、アニメ、ゲーム等の分野を融合し、京都ならではのコンテンツ産業を振興するため、京都国際マンガミュージアム等をいかし、次代のコンテンツ産業を支える人材の発掘と育成等に取り組むとともに、新産業の創出といったコンテンツビジネスの促進に取り組みます。

#### エ 文化芸術と産業との連携の促進（施策番号 70）

京都の文化芸術と、それを支えてきた産業との密接な関係を、京都の特性として広く再認識していただくよう、両者の関わりを示す展覧会の開催等を検討します。

また、京都の持つ豊富な文化芸術の力を、新たな産業創出の有力な資産と位置づけ、文化芸術と産業との連携の促進及びそれら相互の振興を図ります。

具体的には、たとえば、企業や社会活動団体等のメセナ活動を促進するほか、文化芸術施設等での企業研修のコーディネートに取り組みます。

#### (14) 市民の活動を応援する（第 21 条関係）

文化芸術は、本来、市民の主体的で自由な活動に基づくものであり、行政はこれを支援する存在です。市民の文化芸術活動が活発になるよう、情報、施設、機会提供、その他様々な面で市民の活動を支援します。

##### ア NPO 等との連携の促進（施策番号 71） ◎

芸術系 NPO 等の豊かな活動、特に情報の収集発信、中間支援、ネットワーク化等の機能に着目し、これらと積極的に連携を図ります。

##### イ 文化ボランティア活動の気運を高める取組の推進（施策番号 72）

文化ボランティアの、文化芸術都市づくりへの参画意識を高め、積極的な活動を促進するため、京都市主催の文化芸術事業及び後援事業のお知らせや、文化ボランティアに関する情報、文化ボランティア相互の情報交換、文化芸術への関心を高める記事等を盛り込んだ情報誌の配布等を推進します。

また、文化ボランティア制度の、いっそう効果的かつ効率的な運用方法について検討します。

##### ウ 市民の文化芸術活動の支援（施策番号 73）

市民の熱意あふれる地道な文化芸術活動を積極的に支援するため、京都文化祭典を通じた発表の場の創出、文化芸術活動に係る様々な情報の提供、活動のための環境整備等に取り組みます。

##### エ 文化芸術を支える基金等への、市民や企業等の一層の賛同・協力の促進（施策番号 74）

文化ボランティア活動の振興や文化財保護など、文化芸術都市の創生の取組に、基金や、「大好きっ！京都。寄付金」、「世界遺産・二条城一口城主募金」等の寄付制度への協力という形で多くの市民、企業に参画していただけるよう、働きかけを進めます。





## 第4章

### 推進方法



## 第4章 推進方法

文化芸術は、長い歴史の中で、市民の主体的で自由な活動により培われてきたものです。本改定版では、市民、団体（NPO等）、芸術家、大学、企業等と行政がそれぞれ協働し、以下のような役割を踏まえつつ、京都の多様な文化芸術の力を強化することを目指します。

### 1 推進する上での役割分担

#### (1) 市民、団体（NPO等）の役割

市民、団体（NPO等）の役割は、文化芸術を創造し、楽しみ、支援する者として、京都の文化芸術の豊かさを深く認識し、子どもたちや将来の京都のまちに引き継ぐために、文化芸術都市創生の取組に主体的に参画、関与することにあります。

#### (2) 芸術家の役割

芸術家の役割は、文化芸術を主体的に継承、創造、発信するとともに、国内外の芸術家や文化芸術団体と交流し、また、学術、産業、まちづくり等に新たな活力をもたらすことにあります。

#### (3) 大学、企業等の役割

大学、企業等の役割は、芸術家、文化芸術を支える専門家や職人等の養成、市民や芸術家への情報発信など、京都の文化芸術の理解者、支援者となることにあります。

#### (4) 京都市の役割

京都市の役割は、文化芸術都市創生の取組を総合的に推進することです。取組に当たっては、市民の主体的な文化芸術活動と連携するとともに、他の行政機関や団体（NPO等）、大学、企業など、関係機関とのネットワークを築きながら、これを進めます。

### 2 市民協働による推進体制

#### (1) 市民、団体（NPO等）、大学、企業等とのネットワークの形成

創生計画の各施策については、目的や実施しようとする内容に応じて、京都市が中心となって進めるべきもの、市民の活動を支援すべきものなど、様々な推進方法がありますが、京都市が中心的役割と責任を負いつつ、他の行政機関はもとより、市民、NPO、大学、企業等と積極的にネットワークを形成し、推進を図っていきます。

#### (2) 京都文化芸術都市創生審議会の運営

創生計画の中間点検・見直しに当たっては、「京都文化芸術都市創生条例」に基づいて設置された、文化芸術関係者や市民、学識、企業等の代表から成る「京都文化芸術都市創生審議会」において議論を深めていただきました。施策の実施に当たっても、引き続き、審議会における多角的な見地からの議論や助言を踏まえ、取組の推進を図ります。

#### (3) 各種委員会等の運営

創生計画の効果的な推進の観点から、京都市が責任を持って実施すべき施設運営や事業企画についても、それらを実行するための市民等による委員会の設置や充実に取り組むなど、様々な機会を通じて共汗の取組を進めます。

#### (4) 地域における主体的取組の推進

創生計画の取組を進めるに当たっては、各区の文化芸術振興等に関わる団体をはじめ、地域においても主体的な参画が広がるよう支援の取組を検討します。

### 3 庁内の連携及び関係機関との連携

#### (1) 庁内の推進体制の整備

創生計画の着実な実施に向けて、文化芸術都市を創生していくための実効性のある組織となるよう、庁内の連携体制の強化に努めます。

なお、文化芸術施策の推進に関してこれまで大きな役割を担ってきた公益財団法人京都市芸術文化協会や財団法人京都市音楽芸術文化振興財団、財団法人京都市埋蔵文化財研究所等と、引き続き効果的な連携を図ります。

#### (2) 京都の文化芸術に関するコア・ネットワークの整備

文化芸術のまちづくりを総合的に進めるためには、京都市のみならず、京都国立博物館、国際日本文化研究センター、京都市内の文化芸術団体、芸術系 NPO、芸術系大学など、京都にある文化芸術に関係する様々な団体、組織等が連携する必要があります。

こうした観点から、京都芸術センターを中心に、官民（文化団体、NPO、大学、行政等）の連携の中核となる文化芸術コア・ネットワークを整備し、文化芸術の創造、発信を総合的に担う仕組みとして活用します。

#### (3) 京都府等との連携・協調の推進

文化芸術政策に関しては、京都府においても、「文化力による京都活性化推進条例」に基づき、文化力による京都の活性化を総合的に推進するための基本的指針として、18年12月に「21世紀京都文化力創造ビジョン」が策定されました。

このように、京都府、京都市において共通した動きが取られていることを踏まえ、創生計画に掲げた施策の推進上の連携を含め、京都府と一層の連携、協調を図ります。

また、平成22年度に設立された関西広域連合では、広域観光・文化振興局を京都府が担い、関西観光・文化振興計画を策定中です。京都市でも、国の出先機関の権限が移譲される段階を目処に、同連合に加入することを決めており、これらの動きを踏まえながら、連携を図っていきます。

#### (4) 文化庁関西拠点等との連携

関西から、全国、そして世界に向けて、日本文化を発信し、あわせて「関西元気文化圏」の発展、具体化を図りながら、創生計画を効果的に推進していくため、平成19年1月に文化庁関西拠点として設置された「関西元気文化圏推進・連携支援室」と緊密な連携を図っていきます。

また、国で進められる各種政策の動きを見据え、文化芸術に関わる制度の積極的な活用など、様々な観点から国との連携の推進を図ります。

更に、文化庁分室の設置に向け、国に要望していきます。

### 4 計画の取組の評価・点検等

創生計画の推進状況については、毎年度取りまとめ、「京都文化芸術都市創生審議会」に報告して評価、点検するとともに、京都市ホームページに掲載する等して広く公表します。また、市民フォーラムや各種講座の開催など、様々な機会を設けて、多くの市民に周知し、意見を聞く工夫をしながら、取組の点検を行います。

また、京都市行政評価システムを基本にしつつ、必要な基礎データの測定、収集、文化芸術関係者へのヒアリング等を定期的に行うなど、計画の推進状況について、市民により分かりやすい評価と点検を行えるよう取り組みます。

## 參考資料



## 参考資料

### 1 施策一覧

※重要施策はゴシック体で表記

関連条例	番号	施策	新規
暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策	1	<b>文化芸術と暮らしを改めて結びつけるための取組</b>	○
	2	暮らしの文化を再発見・再認識するシンポジウム等の開催	
市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策	3	京都文化祭典の開催	
	4	本市の文化芸術関係施設における各種事業の推進	
	5	「市民に愛され世界にはばたく京響」を目指す取組の推進	
	6	映画・映像文化やマンガ文化の振興	
	7	文化芸術に関する生涯学習の推進	
	8	文化芸術団体との連携による鑑賞・参加型事業の推進	
	9	文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」の推進	
子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策	10	<b>文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成</b>	
	11	子どもたちが舞台芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり	
	12	子どものための各種体験教室等の推進	
	13	芸術系の市立高等学校等における特色ある文化芸術教育の推進	
	14	ジュニア京都検定の推進	
	15	子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進	
伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策	16	青少年の文化芸術活動の促進	
	17	<b>伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組</b>	
	18	国立京都歴史博物館（仮称）の整備に向けた取組	○
	19	「古典の日」の推進	○
	20	市民や観光客が、京都の伝統的な文化芸術に身近に触れる機会の提供	
	21	文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進	
	22	子どもたちへの伝統的な文化芸術継承の取組の促進	
	23	伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進	
新たな文化芸術の創造に資するための施策	24	伝統的な花街の文化の継承	
	25	<b>京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援</b>	
	26	京都国際舞台芸術祭の開催	○
	27	より効果的な顕彰制度の在り方の検討	
	28	助成金等の情報のより効果的な発信	
文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策	29	芸術活動へのきめ細かな支援	
	30	<b>文化芸術による地域のまちづくり活動の支援</b>	
	31	<b>若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり</b>	
	32	岡崎地域活性化に向けた取組	○
	33	京都市景観・まちづくりセンター等との連携の推進	
	34	各区の個性をいかした各種文化関係事業の推進	
	35	芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり	

国内外の地域との交流を促進するための施策	36	アーティスト・イン・レジデンス事業等の推進	
	37	留学生による文化芸術交流の推進	
	38	国際交流に係る関係機関等との連携の推進	
	39	国際交流に取り組む市民団体等との連携の推進	
	40	姉妹都市との文化交流事業の推進	
国内外の人々の関心と理解を深めるための施策	41	京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実	○
	42	国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進	○
	43	I C T（情報通信技術）を活用した情報発信の推進	
	44	後援事業等の支援	
	45	障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫	
	46	広域的な情報発信の推進	
文化財を保護し、及び活用するための施策	47	文化財の保存と活用の推進	
	48	歴史的資産の保存・活用制度の運用	○
	49	みやこ文化財愛護委員、京都市文化財マネージャーの育成	
	50	地域文化遺産の保存と活用の促進	
	51	文化遺産を大切にす意識を育む取組の推進	
	52	元離宮二条城の本格修理と活用、無鄰菴の保存と活用	
	53	近代化遺産の活用	
	54	京都における新たな世界遺産の登録	
景観を保全し、及び再生するための施策	55	重要文化的景観選定の推進	
	56	美しく、京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用	
	57	「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進	○
	58	京町家の保全・再生・活用の取組	
施設の充実を図るための施策	59	京都会館の創造・発表拠点としての再整備	○
	60	文化芸術活動を支え、発表する場（拠点）の整備等	
	61	文化芸術関連機関・施設の交流、連携	
文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策	62	京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進	
	63	芸術系大学等との連携の推進	
	64	キャンパス文化パートナーズ制度の推進	○
	65	京都が誇る大学・研究機関等の集積の活用	
	66	文化芸術及び学術の交流を図る取組との連携	
文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策	67	「未来・京都観光振興計画 2010 <sup>+</sup> 」に基づく取組の推進	
	68	文化情報と観光情報を連携させた情報発信の推進	
	69	京都国際マンガミュージアム等をいかしたコンテンツ産業の振興	○
	70	文化芸術と産業との連携の促進	
市民の自主的な活動を支援するための施策	71	NPO 等との連携の促進	○
	72	文化ボランティア活動の気運を高める取組の推進	
	73	市民の文化芸術活動の支援	
	74	文化芸術を支える基金への、市民や企業等の一層の賛同・協力の促進	



## 2 世界文化自由都市宣言

昭和53年10月15日  
公告

### 宣言

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

昭和53年10月15日  
京都市

### 3 京都市文化政策・戦後の歴史

年度	事項
昭和20年	恩賜京都博物館（現・京都国立博物館）で京展開始
23年	京都市立堀川高校音楽課程（現・京都市立京都堀川音楽高校）開設
25年	京都市立美術大学（現・京都市立芸術大学）開設 華道京展及び薪能開始 京都国際文化観光都市建設法施行
27年	京都市立音楽短期大学（現・京都市立芸術大学）開設
31年	京都市交響楽団発足
32年	市民寄席開始
33年	教育委員会との覚書により、市長部局が文化行政を直轄 市民狂言会開始
34年	京都市文化団体懇話会（現・公益財団法人京都市芸術文化協会）発足
35年	京都会館開設
43年	京都市文化功労者表彰開始
50年	京都市芸術新人賞・功労賞開始
51年	埋蔵文化財研究所開設
53年	世界文化自由都市宣言
55年	中規模文化圏構想策定
56年	京都市文化財保護条例制定
61年	東部文化会館開設，以後，各地域に文化会館を順次開設
平成2年	芸術祭典・京開始（～15年）
6年	平安建都1200年，京都まつり開始（～16年） ユネスコ世界文化遺産に「古都京都の文化財」を登録
7年	京都コンサートホール開設
8年	京都市芸術文化振興計画策定
9年	京都映画祭開始 京都の秋音楽祭開始
12年	京都芸術センター開設 京都市芸術文化特別奨励制度開始 京都市美術館別館開設 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター開設
14年	京都市文化ボランティア制度開始
15年	京都市芸術文化振興計画推進プログラム策定
16年	助成金等内定者資金融資制度開始
17年	京都文化祭典開始
18年	京都文化芸術都市創生条例制定
19年	京都文化芸術都市創生計画策定 京都創生座開始 ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業開始
20年	子ども舞台芸術鑑賞支援事業開始
21年	ユネスコ無形文化遺産に「京都祇園祭の山鉾行事」を登録
22年	京都国際舞台芸術祭開始

## 4 京都文化芸術都市創生条例

平成18年3月27日公布  
平成18年4月1日施行  
条例第137号

### 目次

前文

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策

第1節 文化芸術都市創生計画(第7条)

第2節 文化芸術都市の創生のための施策(第8条～第21条)

第3章 京都文化芸術都市創生審議会(第22条～第24条)

第4章 雑則(第25条)

附則

ここ京都では、1200年を超える悠久の歴史の中で、多様な文化芸術が重層的に蓄積されてきた。これは、常に外からの刺激を受容し、咀嚼そしやくするという京都の先人たちの進取の気風により、創意工夫がされてきたことに負うところが大きい。そして、このような文化芸術の蓄積は、学術研究や産業との結び付きを通して、より厚みを増している。

京都の文化芸術は、社寺や町家をはじめとする伝統的な建築物及びこれにより形成されている歴史的な町並みが山紫水明と形容される自然の風景と溶け合った都市環境から大きな影響を受け、また、これに影響を与え、市民の暮らしに根を下ろすとともに、国内外の人々との自由かつ継続的な交流の機会をもたらした。これにより、京都は、日本のみならず世界においても、比類のない魅力に富んだ都市となっている。

将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、無からの文化芸術の育成や振興ではなく、優れた文化芸術の保存と継承により、創造的な活動が不断に行われるとともに、文化芸術が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらす、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

ここに、本市は、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで文化芸術都市の創生に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創生に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術都市の創生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術都市の創生を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「文化芸術都市の創生」とは、次条の基本理念の下、市民の暮らしに根を下ろした文化芸術を一層魅力のあるものとすることにより、市民に大きな生きる喜びをもたらすとともに、活気あふれるまちづくりの源泉とし、もって常に新たな魅力に満ちあふれた都市を創生することをいう。

#### (基本理念)

第3条 文化芸術都市の創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようにすること。
- (2) 伝統的な文化芸術を保存し、及び継承し、並びに新たに文化芸術を創造する活動を支援するとともに、当該活動を担う人材を育成すること。
- (3) 文化芸術に関する交流を積極的に促進すること。
- (4) 文化芸術都市の創生に不可欠な文化財の保護及び活用、景観の保全及び再生その他文化芸術を振興するための環境の整備に努めること。
- (5) 文化芸術に関する活動と学術研究又は産業に関する活動との連携を促進すること。

#### (本市の責務)

第4条 本市は、文化芸術都市の創生には、文化芸術を創造し、享受する市民の主体的な参画が不可欠であることにかんがみ、市民と連携して、その推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、文化芸術の創造の担い手であり、かつ、これを享受する者として、京都の文化芸術が日々の暮らしの中で豊かにはぐくまれてきたことを深く認識し、これを将来の世代に継承するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第6条 本市は、文化芸術都市の創生に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

## 第2章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策

### 第1節 文化芸術都市創生計画

第7条 市長は、文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創生に関する計画(以下「文化芸術都市創生計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術都市創生計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術都市の創生に関する目標
- (2) 文化芸術都市の創生に関する取組
- (3) その他文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、文化芸術都市創生計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、文化芸術都市創生計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術都市創生計画の変更について準用する。

### 第2節 文化芸術都市の創生のための施策

(暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策)

第8条 本市は、暮らしの文化(京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化をいう。)に対する市民の関心と理解を深めるため、市民に対する啓発、当該文化の継承に寄与したものの顕彰その他の必要な措置を講じなければ

ならない。

(市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策)

第9条 本市は、高齢者、障害者及び青少年をはじめ広く市民が文化芸術に親しむことができるようにするため、文化芸術の鑑賞及び体験の機会並びに文化芸術に関する創造的な活動の成果を発表する機会の提供、市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(子供の感性を磨き、表現力を高めるための施策)

第10条 本市は、文化芸術に対する子供の感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その他の様々な場での文化芸術に関する教育の充実、子供を対象とする公演及び展示の実施、子供による文化芸術に関する活動に対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

(伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策)

第11条 本市は、伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、及び継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するために必要な措置を講じなければならない。

(新たな文化芸術の創造に資するための施策)

第12条 本市は、新たな文化芸術の創造に資するため、当該創造に係る活動を行うものの育成、支援及び顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策)

第13条 本市は、文化芸術に関する活動と地域のまちづくりに関する活動との連携を図り、これらの活動の活性化に資するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(国内外の地域との交流を促進するための施策)

第14条 本市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受入れ、当該活動を行う者の国内外へ

の派遣，文化芸術に関する国際的な催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(国内外の人々の関心と理解を深めるための施策)

第15条 本市は，京都の文化芸術に対する国内外の人々の関心と理解を深めるため，広く世界に向けて当該文化芸術に関する情報を提供するために必要な措置を講じなければならない。

(文化財を保護し，及び活用するための施策)

第16条 本市は，文化芸術都市の創生に資するため，文化財を保護し，及び活用するために必要な措置を講じなければならない。

(景観を保全し，及び再生するための施策)

第17条 本市は，文化芸術都市の創生に資するため，景観を保全し，及び再生するために必要な措置を講じなければならない。

(施設の充実を図るための施策)

第18条 本市は，文化芸術に関する活動に資する施設の充実を図るため，当該施設の運営に関し専門的な知識を有する人材の確保及び育成，文化芸術の多様な表現方法に対応する当該施設の整備，当該施設相互の連携の推進その他の必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え，創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第19条 本市は，文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え，創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術及び産業が相互に影響を与え，創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第20条 本市は，文化芸術及び産業が相互に影響を与え，創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

(市民の自主的な活動を支援するための施策)

第21条 本市は，市民の自主的な文化芸術に関する活動を支援するため，当該活動に関する情報の提供，市民と共同して行う事業の実施，文化芸術に関するボランティア活動を行うものに対する支援その他

の必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 京都文化芸術都市創生審議会

(審議会)

第22条 文化芸術都市の創生に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べるため，京都文化芸術都市創生審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第23条 審議会は，委員20人以内をもって組織する。  
2 委員は，学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。  
2 委員は，再任されることができる。

### 第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成18年4月1日から施行する。ただし，第7条第3項及び第5項(審議会に関する部分に限る。)並びに第3章の規定は，市規則で定める日から施行する。  
(平成18年5月15日規則第12号で平成18年5月16日から施行)

(経過措置)

2 前項ただし書の市規則で定める日以後最初に市長が委嘱し，又は任命する委員の任期は，第24条第1項本文の規定にかかわらず，平成20年3月31日までとする。

## 5 京都文化芸術都市創生審議会委員及び政策部会委員

### (1) 京都文化芸術都市創生審議会委員

	氏名	役職等
会長	村井 康彦	公益財団法人京都市芸術文化協会理事長
副会長	池坊 由紀	華道家元池坊次期家元
副会長	千 宗室	茶道裏千家家元
委員	井上 利丸	NHK 京都放送局局長 ※平成 23 年 6 月～
委員	井上 八千代	京舞井上流家元
委員	岡田 暁生	京都大学人文科学研究所准教授
委員	河瀬 直美	映画監督
委員	北尾 哲郎	社団法人京都経済同友会代表幹事 ※～平成 23 年 4 月
委員	清澤 悟	市民公募委員
委員	小林 千洋	NHK 京都放送局局長 ※～平成 23 年 6 月
委員	杉本 節子	財団法人奈良屋記念杉本保存会事務局長
委員	鈴木 千鶴子	前京都市教育委員
委員	建畠 哲	京都市立芸術大学学長
委員	富永 茂樹	京都大学人文科学研究所教授，京都芸術センター館長
委員	長谷 幹雄	社団法人京都経済同友会代表幹事 ※平成 23 年 4 月～
委員	林 典子	市民公募委員
委員	平井 誠一	京都文化祭典連絡協議会座長，株式会社西利代表取締役専務
委員	森田 りえ子	日本画家
委員	山中 英之	京都新聞社編集局生活学芸担当部長兼論説委員
委員	山本 淳子	京都学園大学教授
委員	山本 容子	銅版画家
委員	細見 吉郎	京都市副市長

※平成 23 年 2～9 月

※敬称略

### (2) 京都文化芸術都市創生審議会・政策部会委員

	氏名	役職等
部会長	富永 茂樹	京都大学人文科学研究所教授，京都芸術センター館長
委員	池坊 由紀	華道家元池坊次期家元
委員	小浦 久子	大阪大学大学院准教授
委員	小林 昌廣	情報科学芸術大学院大学教授，京都芸術センター運営委員
委員	佐藤 知久	京都文教大学准教授
委員	杉山 準	特定非営利法人劇研理事兼事務局長

※平成 23 年 9 月 1 日現在

※敬称略

## 6 「京都市の文化芸術に関するアンケート調査」の概要

- (1) 調査期間 平成 23 年 5 月実施
- (2) 調査対象 20 歳以上の市民 3,000 人(住民基本台帳及び外国人登録データから無作為抽出)
- (3) 調査方法 回答用紙への記入(郵送)
- (4) 回収状況 有効回答数 978 人(回収率 32.6%)
- (5) 結果の概要

### ・文化芸術鑑賞について

問 あなたは、過去 1 年間にコンサートホール、劇場、映画館、美術館、博物館等で、文化芸術を鑑賞・体験されたことがありますか。鑑賞・体験されたものすべてに○印をつけてください。

1 音楽(歌謡曲、ポップス、管弦楽、室内楽、民謡、長唄等)	41.0%
2 美術(絵画、彫刻、書道、工芸、陶芸、写真等)	51.2
3 演劇(現代劇、ミュージカル等)	14.0
4 舞踊(バレエ、ダンス等)	6.6
5 映画(アニメーションはメディア芸術に含む)	46.7
6 メディア芸術(漫画、アニメーション等。映画は除く)	11.3
7 日本の伝統芸能(能、狂言、歌舞伎、日本舞踊等)	18.4
8 芸能(落語、漫談、神楽、民俗芸能等)	9.9
9 歴史的な建物や遺跡	49.7
10 生活文化(茶道、いけばな、盆栽等)	20.4
11 その他	1.8
12 鑑賞したことがない	13.3

「美術」、「歴史的な建物や遺跡」、「映画」、「音楽」が 40%以上。「鑑賞しなかった」は 13%。特に、「美術」、「歴史的な建物や遺跡」は全国<sup>1</sup>の 2 倍以上であり、「鑑賞しなかった」は全国より 20 ポイント少なくなっています。

⇒京都が文化芸術都市であることの現れの一つと考えられます。

<sup>1</sup> 内閣府「文化に関する世論調査」(平成 21 年 11 月)から

・文化芸術の創作等について

問 あなたは、過去 1 年間に、鑑賞を除いて、自分で創作・参加したり、文化芸術体験を支援する文化ボランティアの活動を行ったりするなど、文化芸術にかかわる活動をされたことはありますか。当てはまるものすべてに○印をつけてください。

1	文学，音楽，美術，演劇，舞踊，映画等の創作・参加	12.1%
2	音楽，舞踊，華道，茶道，書道等の習い事	14.6
3	地域の芸能や祭りへの参加	13.8
4	子どもの文化芸術体験のための支援活動	5.0
5	文化施設（ホール・劇場，美術館・博物館等）における支援活動	2.7
6	文化的行事（音楽祭，演劇祭，映画祭等）の開催のための支援活動	2.9
7	歴史的な建物や遺跡等を保存・活用するための支援活動	2.2
8	その他	0.9
9	特に行ったことはない	63.5

「音楽，舞踊，華道，茶道，書道等の習い事」は15%（全国の2倍），「地域の芸能や祭りへの参加」が14%（全国の1.4倍），「文学，音楽，美術，演劇，舞踊，映画等の創作・参加」は12%（全国の1.6倍）。創作，参加，文化ボランティア等を「特にしなかった」は64%です（全国調査より10ポイント少なくなっています）。

⇒京都が文化芸術都市であることの現れの一つと考えられます。

・文化芸術都市創生の担い手について

問 京都が育ててきた優れた文化芸術は、国内外の人々に心のうるおいや安らぎを提供してきましたが、近年、社会状況の変化等により、文化芸術都市としての京都の個性や魅力が薄れていくことが心配されています。

あなたは、このような状況に対してどのような取組が必要だと思われますか。当てはまるものすべてに○印を付けてください。

1	市民が文化芸術への関心や関わりを強めたり，芸術家や芸術団体が様々な文化芸術活動を活発にしたりする	47.1%
2	行政と関係機関が連携して文化芸術の振興に取り組む	56.5
3	企業が文化芸術活動への支援を活発にする	43.3
4	自治会や町内会など，地域の団体が，文化芸術活動のイベントを催したり，情報を発信したりする	39.6
5	その他	7.0

「行政と関係機関が連携して文化芸術の振興に取り組む」が1位で、「市民の関心の向上，芸術家や芸術団体の活発化」，「企業の支援」，「地域の団体の活発化」より多くなっています。

⇒第4章1(4)「京都市の役割は，文化芸術都市創生の取組を総合的に推進すること」に反映しています。



・文化芸術都市の創生について

問 あなたは、文化芸術都市・京都を創生するため、行政の取組として何が必要だと思いますか。当てはまるものすべてに○印をつけてください。

1 暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策	36.1%
2 市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策	60.3
3 子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策	49.0
4 伝統的な文化芸術の保存・継承のための施策	57.2
5 新たな文化芸術の創造に資するための施策	16.8
6 文化芸術による地域のまちづくりの活性化に資するための施策	25.4
7 国内外の地域との交流を促進するための施策	24.1
8 国内外の人々の、京都の文化芸術に対する関心と理解を深めるための施策	36.3
9 文化財の保護・活用するための施策	43.5
10 景観の保全・再生のための施策	46.7
11 京都会館、京都市美術館、京都芸術センターなど、文化芸術関連施設の充実を図るための施策	36.0
12 文化芸術と学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を生み出すための施策	18.0
13 文化芸術と産業が相互に影響を与え、創造的な活動を生み出すための施策	27.2
14 市民の自主的な活動を支援するための施策	31.2

「市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策」が最も多く、「伝統的な文化芸術の保存・継承のための施策」、「子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策」が上位です。

⇒重要施策として、施策番号10：文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成、施策番号17：伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組を設定しています。

## 7 「京都文化芸術都市創生計画改定に関するヒアリング」の概要

(1) 調査期間 平成 23 年 5～7 月実施

(2) 調査対象

氏名	職名等
石橋圭吾	有限会社ニュートロン代表取締役
大西清右衛門（16代）	千家十職釜師
片山九郎右衛門（10世）	観世流能楽師
坂本公成	コンテンポラリー・ダンサー
島田昭彦	株式会社クリップ代表取締役
千宗屋	武者小路千家若宗匠
西谷剛毅	京都リサーチパーク株式会社理事
樋口貞幸	特定非営利法人アート NPO リンク 常務理事兼事務局長
広上淳一	京都市交響楽団常任指揮者
横山健一郎	ハイアット・リージェンシー京都総支配人

※平成 23 年 5 月現在

※敬称略

(3) 調査方法 聞き取り調査（面接）

(4) 結果の概要

ギャラリー代表、工芸家、芸術家、芸術系 NPO 事務局長等に面接による聞き取り調査を行ったところ、次のような意見が寄せられました。

- ・小さい子どもの頃にアートに親しませる活動をしっかりやらなければいけない。  
⇒施策番号 10：文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成
- ・京都には、世界で喝さいを浴びる活動をしている芸術家がたくさんいるが、市民には十分に伝わっていない。
- ・「京都は、小さな都市の中で、効率よく結合して海外に発信できているまちだ」ということを、市民がもっと自覚する必要がある。  
⇒施策番号 41：京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実
- ・文化芸術分野だけでなく、経済もまちづくりも含めてクロスオーバーでやると、新しいエネルギーが出てくるはずだ。
- ・市民とアーティストをつなぐのは、結局は人なので、そのためのコーディネーターを置いてほしい。  
⇒施策番号 30：文化芸術による地域のまちづくり活動の支援
- ・まちにアーティストが住んで住民と交流することはよいことなので積極的に取り組んでほしい。文化の必要性は日常にある。  
⇒施策番号 31：若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり
- ・情報を発信するときには、相手のニーズをよく理解する必要がある。
- ・美術品や工芸品を購入するのは、海外の富裕層が多い。
- ・ローカライズされたものが、当地から離れる程、希少性が出る。たとえば、アジア金融の拠点であるシンガポールにアプローチし、京都の文化芸術を紹介してみてもどうか。  
⇒施策番号 42：国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進

## 8 青少年モニター制度ワークショップの概要

- (1) 調査期間 平成 23 年 7 月実施
- (2) 調査対象 京都市青少年モニター制度応募者の中から有志 18 人
- (3) 調査方法 ワークショップを通じての提言
- (4) 結果の概要

京都市青少年モニター制度を活用して、創生計画改定についてのワークショップを実施したところ、以下のような提言を受けました。

- ・小中学校で、生徒が憧れを抱けるような若い世代の講師を招き、通常の授業とは異なる文化体験の場を提供する。  
⇒施策番号 10：文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成
- ・芸術家（特に若手の発掘）のための補助制度（デビュー資金、ギャラリー出店料補助など）を作り広げる。  
⇒施策番号 25：京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援
- ・施設と周辺地域とのコラボレーションを行う。地域の特性をいかした事業を実施する。  
⇒施策番号 32：岡崎地域活性化に向けた取組
- ・初心者や子どもなど、誰にでも分かるように情報を出す。
- ・文化施設の特色が分かる（メリットや説明が書かれた）地図やリストを作る。  
⇒施策番号 41：京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実
- ・文化芸術に関する情報を十分に持たない海外からの観光客へ向け、文化芸術体験ツアーを提供する。  
⇒施策番号 42：国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進
- ・インターネット上に京都の地図を共有し、訪れた人々が写真をアップロードできるような仕組みを整える。これを通じて、季節感や人の視点の違いを共有する。  
⇒施策番号 43：ICT（情報通信技術）を活用した情報発信の推進
- ・発信力を持たない芸術家に対し、芸術の商品化売り込みのノウハウや情報発信の方法をレクチャーするセミナーを開催する。（企業と行政が連携して実施）

## 9 計画改定素案公表までの経過

年月	事項	備考
平成 18 年 4 月	京都文化芸術都市創生条例施行	
平成 19 年 3 月	京都文化芸術都市創生計画策定	
平成 22 年 11 月	京都市文化政策史講座開催 (以後, 全 10 回開催)	
平成 23 年 2 月	第 7 回京都文化芸術都市創生審議会開催	計画の見直しを諮問
3 月	京都文化芸術都市創生審議会・第 1 回政策部会開催	趣旨説明
4 月	京都文化芸術都市創生審議会・第 2 回政策部会開催	計画の基本理念等を検討
5 月	アンケート調査実施	
	ヒアリング実施 (~7 月)	
	京都文化芸術都市創生審議会・第 3 回政策部会開催	計画の総合施策を検討
6 月	京都文化芸術都市創生審議会・第 4 回政策部会開催	計画の重点分野を検討
7 月	青少年モニター制度ワークショップ実施	
	京都文化芸術都市創生審議会・第 5 回政策部会開催	計画の推進方法等を検討
8 月	京都文化芸術都市創生審議会・第 6 回政策部会開催	計画の答申素案を検討
9 月	第 8 回京都文化芸術都市創生審議会	計画の答申素案を審議
	京都文化芸術都市創生審議会から答申	
11 月	京都文化芸術都市創生計画改定素案を公表	
	京都文化芸術都市創生計画改定素案に係る市民意見の募集	

